

壱岐地区鳥インフルエンザ防疫マニュアル

令和5年9月策定
長崎県壱岐振興局

目 次

基本方針と防疫対応の概要

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 防疫対応の概要
- (1) リスクレベルの区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) リスクレベル評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 鳥インフルエンザの防疫措置の流れ・・・・・・・・ 6

組織体制

- 1 壱岐地区における鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制・・・・・・・・ 7
- 2 壱岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議設置要領・・・・・・・・・・ 8
- 3 壱岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部設置要綱・・・・・・・・ 11
- 4 壱岐地区鳥インフルエンザ現地防疫対策本部設置要綱・・・・・・・・ 13
- 5 壱岐地区鳥インフルエンザ現地食品安全・安心対策本部設置要綱・・ 15
- 6 壱岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部の構成、所掌事務等・・ 17
- 7 鳥インフルエンザ発生時における役割分担
- (1) 現地総合対策本部員の主な役割分担・・・・・・・・・・ 18
- (2) 所属別の主な役割分担（壱岐振興局を除く）・・・・・・・・ 20

発生時の連絡体制

- 1 県本部担当班・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 県全体の連絡体系
- (1) 県内発生時連絡体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) 隣県発生時連絡体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 管内連絡体系
- (1) 壱岐管内発生時の連絡体系（平日時）・・・・・・・・・・ 24
- (2) 壱岐管内発生時の連絡体系（休日・時間外時）・・・・・・・・ 25
- (3) 管外発生時の連絡体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 4 発生情報の具体的連絡方法
- (1) 管内発生、平日時の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (2) 管内発生、休日・時間外時・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (3) 管外発生の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 家保からのメール送信文面例
- 5 休日・勤務時間外の緊急連絡及び緊急配備・・・・・・・・・・ 35
- 休日等（勤務時間外）緊急携帯メール文面例
- 6 休日等の配備表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

防疫準備作業

- 1 鳥インフルエンザ発生時の各対策本部のタイムスケジュール・・・39
- 2 鳥インフルエンザ発生時の関係機関・団体等の役割分担整理表・・・42
- 3 初動防疫報告票・先遣隊調査報告票の伝達体系・・・・・・・・・・43
- 4 初動防疫報告票メール送信文面・・・・・・・・・・44
- 5 先遣隊による現地調査・・・・・・・・・・45
- 6 情報等伝達体系チェック表・・・・・・・・・・48

会議

- 1 緊急部会長会議・・・・・・・・・・52
- 2 長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議・・・・・・・・・・53
- 3 壱岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部及び警戒連絡会議・・・54
・会議開催文面例
(1) 壱岐地区鳥インフルエンザ現地総合防疫対策本部 関係連絡先一覧
- 4 壱岐地区鳥インフルエンザ防疫対策会議・・・・・・・・・・59

初動対応

- 1 防疫作業者の動員
(1) 鳥インフルエンザ発生時の振興局内体制および動員体制・・・63
(2) 防疫作業における発生規模別必要人員数・・・・・・・・・・65
- 2 各作業の人員設定
(1) 発生農場作業（評価人、農場作業）・・・・・・・・・・66
(2) 埋却地作業・・・・・・・・・・67
(3) サポート作業（後方支援センター、農場拠点）・・・・・・・・68
(4) 消毒ポイント作業・・・・・・・・・・69
(5) 作業管理者と情報連絡員・・・・・・・・・・69
- 3 動員要請フロー図・・・・・・・・・・70
- 4 発生地イメージ図・・・・・・・・・・71
- 5 支援センター・・・・・・・・・・72
- 6 消毒ポイント候補地・・・・・・・・・・74
- 7 現地の防疫体制及び情報伝達体制
(1) 現地の防疫体制・・・・・・・・・・77
(2) サポート体制・・・・・・・・・・78
(3) 現場作業体制・・・・・・・・・・78
(3) 情報伝達・共有体制・・・・・・・・・・79

壱岐地区鳥インフルエンザ防疫マニュアル

基本方針と防疫対策の概要

1 基本方針

本マニュアルは、家畜伝染病予防法(以下、「法」という。)、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(以下、「防疫指針」という。)、長崎県鳥インフルエンザ防疫マニュアル(以下、「県マニュアル」という。)等に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが壱岐市で発生、若しくは県内で防疫対策が必要な事態が生じた際、壱岐地区関係機関が行う対応を策定したものである。

壱岐地区関係機関は、迅速かつ的確な防疫対策、健康危機管理対策、食品安全・安心対策が実施できるよう、機関相互の連携や調整、県庁や他地区との連絡調整を行い壱岐地区における危機管理体制を築くことが必要である。

2 防疫対策の概要

(1) リスクレベルの区分

レベル 近隣諸国・地域 家きんでの発生又は野鳥での感染確認

韓国において、家きんで高病原性鳥インフルエンザ(以下、HPAI)又は低病原性鳥インフルエンザ(以下、LPAI)が発生した場合、又は野鳥でHPAIウイルスの感染が確認された場合

レベル 国内(九州以外)の家きんでの発生又は野鳥での感染確認

九州以外の国内において、家きんでHPAI又はLPAIが発生した場合、又は野鳥でHPAI又はLPAIウイルスの感染が確認された場合。

レベル 国内(九州)の家きんでの発生又は野鳥での感染確認

九州内において、家きんでHPAI又はLPAIが発生した場合、又は野鳥でHPAI又はLPAIウイルスの感染が確認された場合。

レベル 本県家きんでの発生(隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む)又は野鳥での感染確認(隣県での確認で本県の一部が野鳥監視区域に入る場合を含む)

本県において、家きんでHPAI又はLPAIが発生した場合、又は野鳥でHPAI又はLPAIウイルスの感染が確認された場合。隣県で家きんに発生又は野鳥で感染が確認され、本県の一部が制限区域又は野鳥の監視区域に入る場合を含む。

(2) リスクレベル評価

【家きんでの発生時】

リスク区分 (発生場所等)	レベル	レベル	レベル	レベル		根拠等
	韓国での発生	九州以外での発生	九州での発生	本県での発生（隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む） 制限区域外	制限区域内	
県の防疫体制	必要に応じて防疫対策会議	防疫対策会議	警戒連絡会議 防疫対策会議	総合対策本部会議、緊急防疫対策会議		開催要領
使用消毒液の種類	次亜塩素酸ナトリウム、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等					防疫指針第7の4
農場消毒等						
農場出入口	必要最小限	必要最小限	必要最小限	原則1箇所に限定		飼養衛生管理基準7 防疫指針第7の1の(2)
車両消毒設備	衛生管理区域出入口					飼養衛生管理基準15
手指の消毒	衛生管理区域、鶏舎に出入りするときは平時から実施					飼養衛生管理基準13・20
衛生管理区域専用長靴・衣服	平時から設置・着用					飼養衛生管理基準14
鶏舎専用長靴	平時から設置・着用			左記に加え踏込消毒槽設置（県独自対策）		飼養衛生管理基準21
人の出入り	平時から関係者のみ					飼養衛生管理基準11 防疫指針留意事項39
車両の出入り	平時から関係車両のみ 乗り入れ時は車両消毒を徹底			獣医師等の養鶏関係者は、農場内乗入れ自粛		防疫指針留意事項39
家きん舎の消毒	平時から定期的実施					飼養衛生管理基準28 防疫指針留意事項39
農場敷地消毒	流行期は実施が望ましい		鶏舎周辺、農場敷地外縁部の消毒実施			防疫指針留意事項39
野鳥対策	平時から防鳥ネットを設置、破損・隙間等の点検と補修を行う。					飼養衛生管理基準24
ネズミ・害虫駆除	平時から 家きん舎・家きん舎周辺環境・家きん体について実施					飼養衛生管理基準25・26・27
死亡羽数確認	毎日確認				毎日確認報告	防疫指針第9の1の(5)

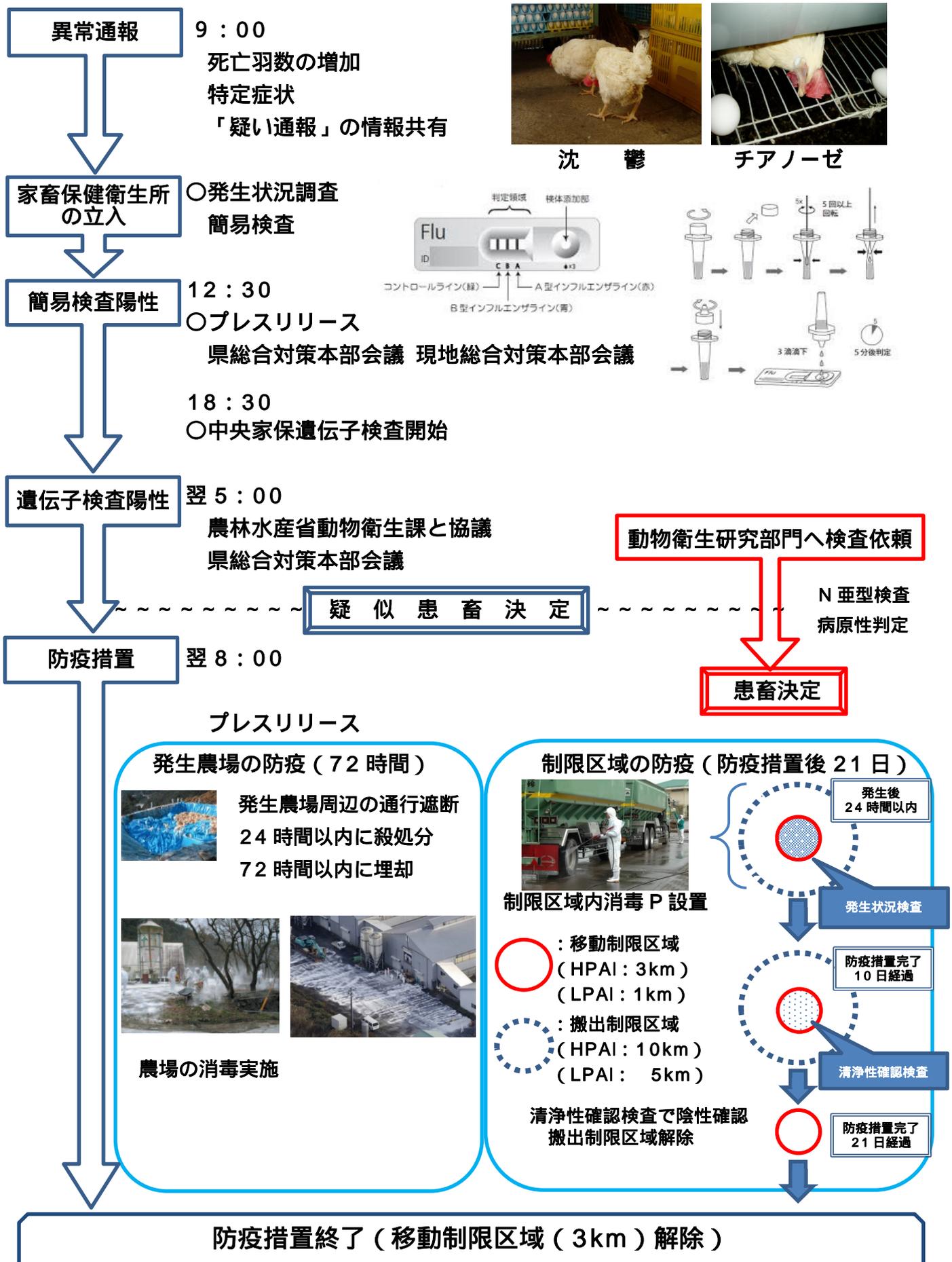
リスク区分 (発生場所等)	レベル	レベル	レベル	レベル		根拠等
	韓国での発生	九州以外での発生	九州での発生	本県での発生(隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む)		
				制限区域外	制限区域内	
食鳥処理場・GPセンター						
営業	通常どおり			移動制限区域内は停止(例外措置有)		防疫指針第10
衛生管理	通常どおりの対応			防疫指針の例外適用の要件及び再開後の遵守事項を徹底		防疫指針第10
畜産関係車両(飼料運搬車両、集卵車両、家きん運搬車両、畜産関係機関車両等)						
消毒方法	動噴(タイヤ・車底)			動噴(車両全体)		
消毒用噴霧器携行	平時から常時携行					
消毒ポイントでの消毒(制限区域外は自主消毒ポイントで発生・確認場所からの距離や人・車両の流れを勘案し設置を検討)						
道路(畜産関係車両)	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第11	
道路(一般車両)	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第11	
港湾(人)	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第11	
港湾(車両)	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第11	
鳥類展示施設						
人の消毒	通常どおり			消毒マット		
来場者の飼育舎立入	通常どおり			自粛		
ふれあい	通常どおり			自粛		
催し物・品評会等	通常どおり	開催自粛			開催禁止	防疫指針第10
養鶏関係者の行動						
発生地及びその周辺への移動	自粛					
養鶏関係者の会合	通常どおり	自粛				
家きん診療時の記録	平時から実施					飼養衛生管理基準4

【野鳥での感染確認時】

リスク区分 (発生場所等)	レベル	レベル	レベル	レベル		根拠等
	韓国での確認	九州以外での確認	九州での確認	本県での確認(隣県での確認で本県の一部が監視区域に入る場合を含む)	監視区域外 監視区域内	
県の防疫体制	必要に応じて防疫対策会議	必要に応じて防疫対策会議	防疫対策会議	警戒連絡会議、緊急防疫対策会議		会議開催要領
監視体制・注意喚起	通常どおり				半径3km圏内農場への立入検査	防疫指針第4の7
使用消毒液の種類	次亜塩素酸ナトリウム、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等					防疫指針第7の4
農場消毒等						
農場出入口	必要最小限					飼養衛生管理基準7
車両消毒設備	衛生管理区域出入口					飼養衛生管理基準15
手指の消毒	衛生管理区域、鶏舎に出入りするときは平時から実施					飼養衛生管理基準13・20
衛生管理区域専用長靴・衣服	平時から設置・着用					飼養衛生管理基準14
鶏舎専用長靴	平時から設置・着用		左記に加え踏込消毒槽設置(県独自対策)			飼養衛生管理基準21
人の出入り	平時から関係者のみ					飼養衛生管理基準11
車両の出入り	平時から関係車両のみ 乗り入れ時は車両消毒を徹底					防疫指針留意事項39
家きん舎の消毒	平時から定期的実施					飼養衛生管理基準28
農場敷地消毒	流行期は実施が望ましい		鶏舎周辺、農場敷地外縁部の消毒実施			
野鳥対策	平時から防鳥ネットを設置、破損・隙間等の点検と補修を行う。					飼養衛生管理基準24
ネズミ・害虫駆除	平時から 家きん舎・家きん舎周辺環境・家きん体について実施					飼養衛生管理基準25・26・27
死亡羽数確認	毎日確認					

リスク区分 (発生場所等)	レベル	レベル	レベル	レベル		根拠等
	韓国での確認	九州以外での確認	九州での確認	本県での確認(隣県での確認で本県の一部が監視区域に入る場合を含む)		
				監視区域外	監視区域内	
食鳥処理場・GPセンター						
営業	通常どおり					
衛生管理	通常どおりの対応					
畜産関係車両(飼料運搬車両、集卵車両、家きん運搬車両、畜産関係機関車両等)						
消毒方法	動噴(タイヤ・車底)			動噴(車両全体)		
消毒用噴霧器携行	平時から常時携行					
野鳥確認地点消毒・通行遮断					必要に応じて実施	防疫指針第4の7
消毒ポイントでの消毒(制限区域外は自主消毒ポイントで発生・確認場所からの距離や人・車両の流れを勘案し設置を検討)						
道路(畜産関係車両)	未実施					
道路(一般車両)	未実施					
港湾(人)	未実施					
港湾(車両)	未実施					
鳥類展示施設						
人の消毒	通常どおり			消毒マット		
来場者の飼育舎立入	通常どおり			自粛		
ふれあい	通常どおり			自粛		
催し物・品評会等	通常どおり	開催自粛				
養鶏関係者の行動						
発生地及びその周辺への移動	自粛					
養鶏関係者の会合	通常どおり	自粛				
家きん診療時の記録	平時から実施					飼養衛生管理基準 4

(3) 鳥インフルエンザの防疫措置の流れ



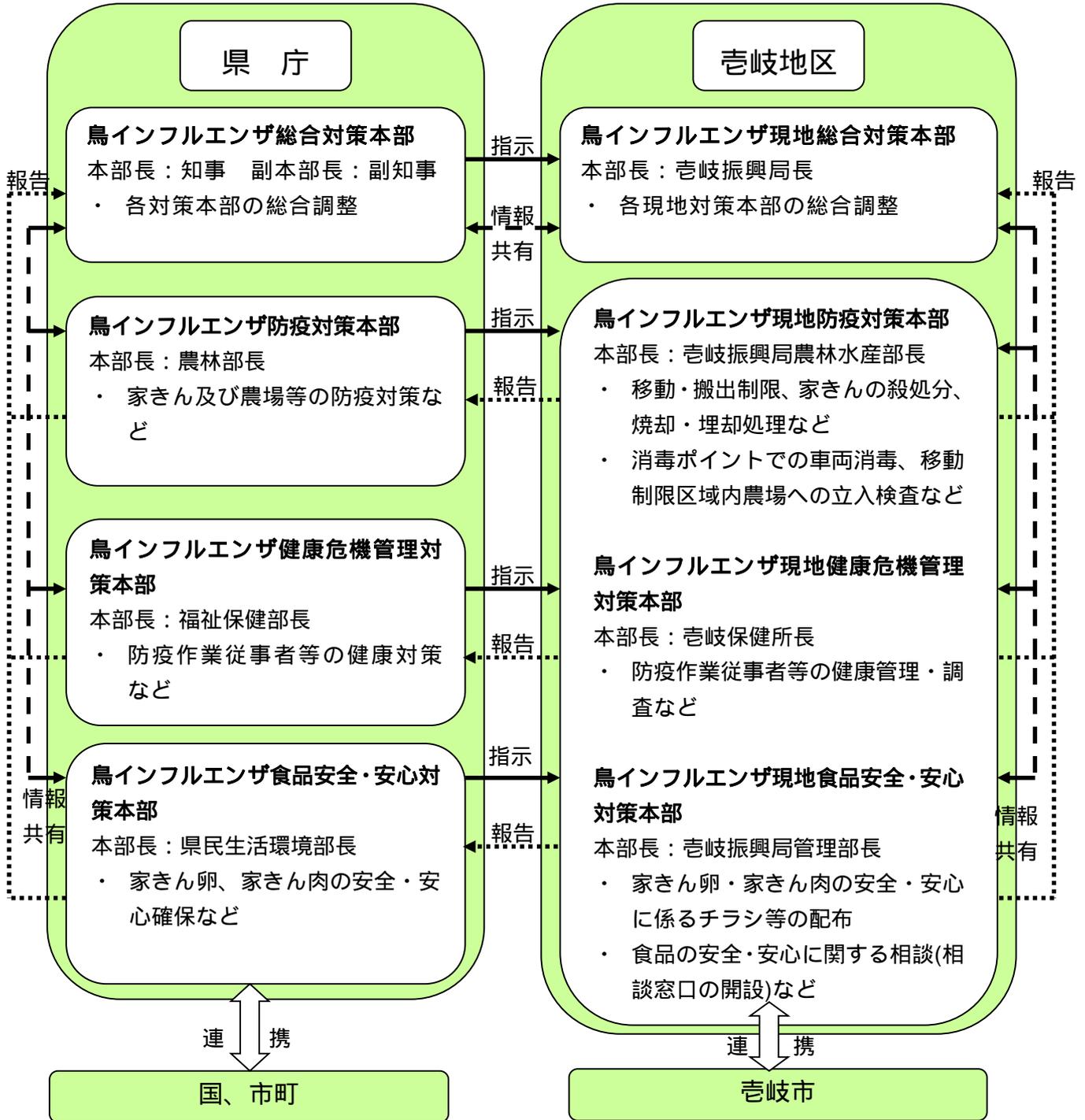
危機管理体制

1 沓岐地区における鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制

県においては、鳥インフルエンザ総合対策本部会議を開催し、本庁における三対策本部を設置する。

沓岐地区においては、鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議を開催し、現地防疫対策本部、現地健康危機管理対策本部、現地食品安全・安心対策本部を設置する。

鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議の開催後、現地において三現地対策本部会議（実務者）を合同で開催し、対応について協議する。



2 壱岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議設置要領

(目的)

第1条 本県での高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」という。)の発生が危惧されることから、家きんのみならず県民の健康を守るため、関係機関等が連携し迅速・的確に対応することを目的に、壱岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を設置し、本病の対策に万全を期することとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鳥インフルエンザの防疫対策に関すること。
- (2) 県民の健康に関すること。
- (3) 鶏卵・鶏肉等の安全・衛生対策に関すること。
- (4) 情報の収集、分析に関すること。
- (5) 県民への正確な情報提供に関すること。
- (6) 野鳥または家きん以外の飼育鳥類への対応に関すること。
- (7) その他、鳥インフルエンザ対策に必要な調整に関すること。

(構成等)

第3条 連絡会議は、別記1に掲げる本部員により構成する。

- 2 本部長は、壱岐振興局長をもって充て、本部を総括する。
- 3 副本部長は、壱岐市長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、本部長が召集し、議長は、本部長をもって充てる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会の構成員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 必要に応じ、実務担当者の連絡・調整のために、会議を行うことができる。

(開催時期)

第5条 連絡会議の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催が連続する場合などは、本部長の判断により、会議召集に代えて情報提供のみとすることができる。

- (1) 九州内で家きんに鳥インフルエンザの発生が確認された場合。
- (2) 本県で野鳥または家きん以外の飼育鳥類に鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合。
- (3) 隣県で野鳥または家きん以外の飼育鳥類に鳥インフルエンザウイルスの感染が確認され、本県の一部が発生地点を中心とした半径3キロメートル以内の区域(平成23年10月1日付け23消安第3409号)に入る場合。
- (4) その他、本部長が必要と認める場合。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、吉岐振興局管理部総務課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

別記 1 (第 3 条関係)

	職 名
本部長	吉岐振興局長
副本部長	吉岐市長
本部員	吉岐振興局管理部長 吉岐振興局保健部長 吉岐振興局農林水産部長 吉岐振興局建設部長 吉岐家畜保健衛生所長 吉岐市農林水産部長 吉岐市家畜診療所長 吉岐警察署長 吉岐市消防長 吉岐市農業協同組合長 長崎県建設業協会吉岐支部長 長崎県農業共済組合吉岐支所長 長崎県トラック協会吉岐支部長 芦辺合同海運株式会社 代表取締役 吉岐海運株式会社 代表取締役 吉岐海陸運送株式会社 代表取締役 吉岐交通株式会社 代表取締役 吉岐・対馬フェリー株式会社 代表取締役 (一社) 吉岐市観光連盟会長 オリエンタルエアブリッジ株式会社 代表取締役 九州郵船株式会社 代表取締役

3 吉岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部設置要綱

(目的)

第1条 長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部設置要綱第5条第1項に基づき、吉岐市内で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」という。)が発生した場合、防疫、健康危機管理及び食品安全・安心の各対策を適切かつ円滑に実施するため、吉岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部(以下「現地総合対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 現地総合対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防疫対策本部、健康危機管理対策本部及び食品安全・安心対策本部の設置並びに解散に関すること。
- (2) 各対策本部の総合調整に関すること。

(構成等)

第3条 現地総合対策本部には、本部長及び副本部長を置き、本部長には吉岐振興局長を、副本部長には吉岐市長を充てるものとし、別表に掲げる本部員により構成する。

- 2 本部長は、現地総合対策本部の事務を総括し、現地総合対策本部の職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 現地総合対策本部は、本部長が召集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(危機管理対策)

第5条 危機管理対策については、吉岐地区における鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルに基づき実施することとする。

(事務局)

第6条 この本部の事務局は、吉岐振興局管理部総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

別表（第3条関係）

	職 名
本部長	壱岐振興局長
副本部長	壱岐市長
本部員	壱岐振興局管理部長 壱岐振興局保健部長 壱岐振興局農林水産部長 壱岐振興局建設部長 壱岐家畜保健衛生所長 壱岐市農林水産部長 壱岐市家畜診療所長 壱岐警察署長 壱岐市消防長 壱岐市農業協同組合長 長崎県獣医師会壱岐支部長 長崎県建設業協会壱岐支部長 長崎県農業共済組合壱岐支所長 長崎県トラック協会壱岐支部長 芦辺合同海運株式会社 代表取締役 壱岐海運株式会社 代表取締役 壱岐海陸運送株式会社 代表取締役 壱岐交通株式会社 代表取締役 壱岐・対馬フェリー株式会社 代表取締役 （一社）壱岐市観光連盟会長 オリエンタルエアブリッジ株式会社 代表取締役 九州郵船株式会社 代表取締役

4 𠵼岐地区鳥インフルエンザ現地防疫対策本部設置要綱

(目的)

第1条 𠵼岐地区で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザ(以下「鳥インフルエンザ」という。)が発生(管内以外の県内発生時を含む。以下同じ。)した場合、防疫対策に関して、関係機関が連携し、各種対策を円滑に推進することを目的として、𠵼岐地区鳥インフルエンザ現地防疫対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 現地対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鳥インフルエンザの防疫対策に関すること。
- (2) 簡易食鳥処理場、鶏卵選別包装施設の衛生確保に関すること。
- (3) 患畜等の埋却・焼却等に関すること。
- (4) 野鳥の調査等に関すること。
- (5) 家きん肉、家きん卵の流通に関すること。

(構成等)

第3条 現地対策本部には、本部長を置き、本部長には𠵼岐振興局農林水産部長を充てるものとし、別表に掲げる本部員により構成する。

2 本部長は、現地対策本部の事務を総括し、現地対策本部の職員を指揮監督する。

(会議)

第4条 現地対策本部は、本部長が召集し、主宰する。

2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 この本部の事務局は、𠵼岐家畜保健衛生所内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

この要綱は、令和5年9月28日から施行する。

別表（第3条関係）

	職 名
本部長	<p>壱岐振興局農林水産部長</p>
構成員	<p>壱岐振興局管理部長 壱岐振興局保健部長 壱岐振興局建設部長 壱岐家畜保健衛生所長 壱岐市長 壱岐市家畜診療所長 壱岐警察署長 壱岐市消防長 壱岐市農業協同組合代表理事組合長 長崎県建設業協会壱岐支部長 長崎県農業共済組合壱岐支所長 長崎県トラック協会壱岐支部長 芦辺合同海運株式会社 代表取締役 壱岐海運株式会社 代表取締役 壱岐海陸運送株式会社 代表取締役 壱岐交通株式会社 代表取締役 壱岐・対馬フェリー株式会社 代表取締役 （一社）壱岐市観光連盟会長 オリエンタルエアブリッジ株式会社 代表取締役 九州郵船株式会社 代表取締役</p>

5 壱岐地区鳥インフルエンザ現地食品安全・安心対策本部設置要綱

(目的)

第1条 長崎県鳥インフルエンザ食品安全・安心対策本部設置要綱第3条第2項に基づき、壱岐地区で高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生(疑い事例(簡易検査陽性を含む)並びに他管内での発生の場合を含む。以下同じ。)した場合、食品の安全・安心対策に関して、関係部局が連携し、各種対策を円滑に推進することを目的として壱岐地区鳥インフルエンザ現地食品安全・安心対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 現地対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鶏卵、鶏肉の安全性についての情報提供及び相談に関すること。
- (2) 風評被害対策に関すること。
- (3) 広報に関すること。

(構成等)

第3条 現地対策本部には、本部長を置き、本部長には壱岐振興局管理部長を充てるものとし、別表に掲げる本部員により構成する。

2 本部長は、現地対策本部の事務を総括し、現地対策本部の職員を指揮監督する。

(会議)

第4条 現地対策本部は、本部長が召集し、主宰する。

2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 この本部の事務局は、壱岐振興局管理部総務課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	老岐振興局管理部長
本部員	老岐振興局保健部長（老岐保健所長）
本部員	老岐振興局農林水産部長

6 沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部の構成、所掌事務等

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部	
	は振興局、 は外部団体
本部長：	沓岐振興局長
副本部長：	沓岐市長
本部員：	沓岐振興局管理部長、 保健部長（沓岐保健所長）、 保健部副部長、 農林水産部長、 農林水産部副部長（沓岐家畜保健衛生所長）、 建設部長 沓岐市農林水産部、 沓岐市家畜診療所、 沓岐市農業協同組合長、 沓岐市消防長、 沓岐警察署長、 （一社）沓岐市観光連盟会長、 （一社）長崎県建設業協会沓岐支部長、 （公社）長崎県獣医師会沓岐支部長、 （公社）長崎県トラック協会沓岐支部長、 長崎県農業共済組合沓岐支所長、 芦辺合同海運株式会社代表取締役、 沓岐海運株式会社代表取締役、 沓岐海陸運送株式会社代表取締役、 沓岐交通株式会社代表取締役、 沓岐・対馬フェリー株式会社代表取締役、 オリエンタルエアブリッジ株式会社代表取締役、 九州郵船株式会社代表取締役、
事務局員：	沓岐振興局管理部総務課長、 保健部企画保健課長、 農林水産部農業振興普及課長、 農林水産部衛生課長、 農林水産部農林整備課長、 建設部管理・用地課長、 その他各課員

	現地防疫対策本部	現地健康危機管理対策本部	現地食品安全・安心対策本部
本部長	農林水産部長	沓岐保健所長（保健部長）	管理部長
本部員 （機関名）	振興局管理部 ・総務課、地域づくり推進課、税務課 振興局保健部 ・企画保健課、衛生環境課 振興局農林水産部 ・衛生課、農業振興普及課、 農林整備課、水産課（普及指導C） 振興局建設部 ・管理・用地課、建設課 沓岐市 沓岐市家畜診療所 沓岐市農業協同組合 沓岐消防署 沓岐警察署 （一社）沓岐市観光連盟 （一社）長崎県建設業協会沓岐支部 （公社）長崎県獣医師会沓岐支部 （公社）長崎県トラック協会沓岐支部 長崎県農業共済組合沓岐支所 芦辺合同海運株式会社 沓岐海運株式会社 沓岐海陸運送株式会社 沓岐交通株式会社 沓岐・対馬フェリー株式会社 オリエンタルエアブリッジ株式会社 九州郵船株式会社 その他 ・本部員が必要と認める職員（機関）	沓岐保健所 ・企画保健課 ・衛生環境課 沓岐市 沓岐消防署 その他 ・構成員が必要と認める職員（機関）	振興局各所属 ・総務課 ・企画保健課 ・衛生環境課 ・農業振興普及課 その他 ・構成員が必要と認める職員（機関）
事務局	沓岐家畜保健衛生所（農林水産部）	沓岐保健所（保健部）	管理部総務課
所掌事務	家きんの防疫に関すること ・発生農場での防疫作業 ・移動制限措置 ・消毒ポイントでの車両消毒 ・養鶏場等の清浄性確認検査等 ・その他、防疫に関すること	ヒトの健康に関すること ・鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染防止 ・ヒトへの感染が確認された場合（感染が疑われる場合を含む）の迅速な医療 ・養鶏場従事者や県民への相談対応・心のケア ・その他、健康危機管理対策全般	食の安全・安心に関すること ・鶏卵や鶏肉等の安全・安心に関する相談対応 ・風評被害の防止 ・その他、食品の安全・安心対策全般

7 鳥インフルエンザ発生時における役割分担

(1) 現地総合対策本部員の主な役割分担

班名	区分	担当	作業項目	主な役割（発生した場合を含む）		
総合対策本部	総合対策本部長		志岐振興局長	・総合対策本部の統括に関すること		
	副本部長		志岐市長	・本部長の補佐		
	総合調整班		管理部	総務課	総合対策本部設置	
					・調整	
					総合対策本部に関すること ・振興局内の連絡調整に関すること ・記者投げ込みに関すること	
	防疫対策本部長		農林水産部長	・防疫対策本部の統括に関すること		
	副本部長		家畜保健衛生所長	・本部長の補佐（防疫作業全般の工程管理）		
	管理部統括		総務課長	・管理部総務課、地域づくり推進課の統括		
	農林水産部統括		農林水産部長	・農林水産部の統括		
	建設部統括		建設部長	・建設部の統括		
建設部副統括		管理・用地課長	・建設部の統括補助 ・建設部内の動員調整・連絡調整			
防疫対策本部	総合調整班	連絡調整	管理部	総務課	対策本部内実施調整	
					1 局内の連絡調整 2 会議（TV会議（県警戒連絡、県総合対策本部））、地域会議（警戒連絡、総合対策本部）開催通知、資料準備、会場設営 3 資材調達班の応援業務 4 現地総合対策本部事務局及び現地食の安全・安心対策本部相談窓口業務	
	資材調達班		管理部	総務課	防疫資材等調達	
					1 県防疫対策本部との連絡調整（資材確保） 2 防疫資材等の調達（ホームセンター、リース業者等） 3 資材輸送用の車両の確保・手配（レンタカー等） 4 防疫作業員の弁当、飲料水等の手配 5 防疫作業員の移送バスの手配	
	資材管理・輸送班		管理部	総務課	資材の配置・管理	
					1 異常通報受理後 2 総務調整班及び資材調達班の応援 3 後方支援センターでの作業開始以降 4 不足資材の緊急調達（ホームセンター等で直接購入） 5 調達資材の後方支援センター等への輸送	
	野鳥対策班		管理部	総務課	野鳥の監視強化	
					1 死亡野鳥等への対応 2 負傷した野鳥の取扱い等	
	防疫対策本部		管理部	総務課	対策動員の調整	1 管理部・建設部の動員者確保、調整 2 動員班（農林水産部）への報告
						建設部
		農林水産部	農業振興普及課	総合対策団体調整	1 防疫資材の必要数量算定 2 家保担当の資材（医薬品等）の調達 3 疾病に関する相談対応 4 発生農場等周辺住民への説明等	
					衛生課	農業振興普及課
		衛生課	農業振興普及課	後方支援センターでの情報収集・伝達		
					農林水産部	衛生課
		市	志岐市	発生農場農場拠点での資材管理等		
制限区域設定					農林水産部	衛生課
		市	志岐市	警察		
移動規制班					消毒ポイント責任者	建設部
	各消毒ポイント班長	建設部	管理・用地課 建設課	消毒ポイントの設置及び運営		
					消毒ポイント班員	市
	消毒作業作業全般	関係団体	長崎県建設業協会志岐支部	消毒ポイントにおける車両消毒作業（消毒業協会が人員が不足する場合に対応）		

班名	区分	担当		作業項目	主な役割（発生した場合を含む）
埋却地班	農林水産部	衛生課	農林整備課	埋却地の確認および埋却作業等	1 埋却地の確認等（先遣隊） 2 建設業協会との連携（連絡調整） 3 殺処分家畜の埋却地への運搬確認（家保対応） 3 建設業協会との重機等の確保に関する調整 4 埋却溝掘削作業・埋却作業の工程管理・安全管理
		関係団体	長崎県建設業協会壱岐支部		
防疫班	農林水産部	衛生課		診断及び殺処分家畜の評価 ○現場作業の管理 ○防疫作業の進捗管理 情報収集・伝達	現場での防疫作業の指揮監督 発生農場の責任者及び各作業班のリーダー 1 診断、隔離（家保対応） 2 殺処分家畜の評価 3 殺処分作業、埋却作業及び農場消毒等、防疫作業全般の指示 4 作業進捗管理及び現地本部への進捗状況等の報告
		農林水産部	農業振興普及課	農場及び埋却地防疫作業	発生農場での防疫作業を行う（8時間交代） 1 発生農場での殺処分作業 2 埋却作業 3 農場消毒 4 その他、必要に応じ農場拠点のサポート業務に従事
		農林整備課			
		水産課			
		水産業普及指導センター			
		総務課			
地域づくり推進課					
管理部	税務課				
建設部	管理・用地課				
建設課					
市					
農家支援班	農林水産部	農業振興普及課		被害農家の支援	・相談窓口の設置（被害農家支援）
		市	壱岐市		
		関係団体	農業共済組合壱岐支所	農家への情報提供	・防疫措置等の内容周知

健康危機管理対策本部長		壱岐保健所長（保健部長）			健康危機管理対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮統括
副本部長		企画保健課長			・本部長の補佐
		保健部	保健部長		健康危機管理対策本部に関すること
連絡調整班		（壱岐保健所）	企画保健課	対策本部実施調整	・対策本部の設置準備 ・関係団体との連絡調整、所内・外連絡
健康調査班		（壱岐保健所）	企画保健課	関係者の健康管理	・防疫作業従事者等の健康調査に関すること
			衛生環境課		
疫学調査班		市	壱岐市	関係者の健康管理（救護所含む）	・防疫作業従事者等の健康調査に関すること ・救護所での救護に関すること
				周辺住民の健康管理	・鳥との接触に係る者及び疑い患者の積極的疫学調査 ・周辺住民への説明会に関すること ・周辺住民への健康調査に関すること
着脱班		（壱岐保健所）	企画保健課	防疫作業従事者の管理	・防疫作業従事者へのPPE着脱指導、脱衣介助
相談窓口班		（壱岐保健所）	企画保健課	相談窓口の開設	・健康に関する相談
			衛生環境課		
食鳥処理場指導班			衛生環境課	関係施設への衛生指導	・食鳥処理場及びG Pセンターに対する衛生指導に関すること

食品安全・安心対策本部長		管理部長			食品安全・安心対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督
副本部長		壱岐保健所長（保健部長）			・本部長の補佐
		管理部			食品安全・安心対策本部に関すること
啓発班				情報提供	・鶏肉・鶏卵の安全・安心に係るチラシ等を必要に応じて配布
相談窓口班		保健部	農林水産部	相談窓口の開設	・鶏肉・鶏卵の安全・安心に係る相談対応

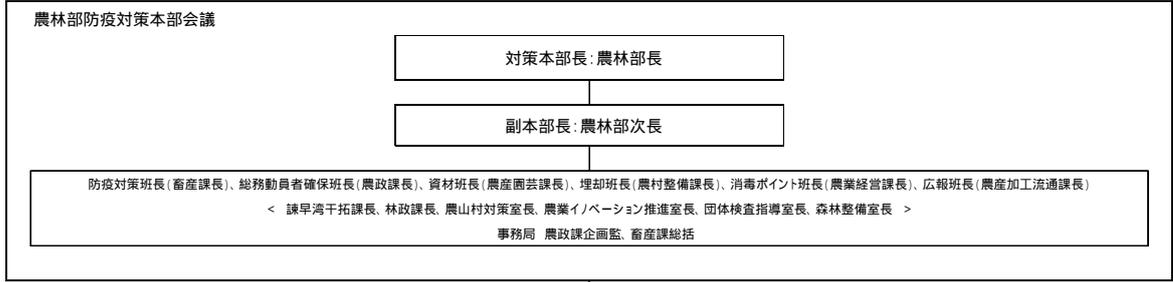
(2) 所属別の主な役割分担 (吉岐振興局を除く)

所 属	作 業 項 目	主な役割 (発生した場合を含む)
長崎県農業共済組合吉岐支所	防疫作業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者への情報提供及び支援等に関する事 ・防疫作業に係る動員・支援に関する事 ・消毒ポイントでの車両消毒に関する事
吉岐市農業協同組合	防疫作業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・処分鶏等の評価に関する事 ・生産者への情報提供及び支援等に関する事 ・防疫作業に係る動員・支援に関する事 ・消毒ポイントでの車両消毒に関する事
長崎県建設業協会吉岐支部	防疫作業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・先遣隊に関する事 ・死体搬送、埋却等の防疫作業に関する事 ・死体搬送、埋却等に使用する機材、資材に関する事 ・消毒ポイントでの車両消毒 (業務委託) に関する事
吉岐市	防疫作業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地本部の設置に関する事 ・発生に関する広報に関する事 ・先遣隊に関する事 ・埋却場所の選定協議、確保に関する事 ・消毒ポイントの選定に関する事 ・防疫従事者の支援センターの確保に関する事 ・防疫従事者の健康相談場所の確保及び支援に関する事 ・発生農場周辺の交通遮断作業に関する事 ・消毒ポイントでの車両消毒に関する事 ・後方支援センターでのサポート作業に関する事 ・農場拠点でのサポート作業に関する事 ・処分家畜及び汚染物品の評価に関する事 ・防疫作業に係る動員・支援に関する事 ・周辺農場の検査及び防疫作業への支援に関する事 ・生産者への情報提供及び支援等に関する事 ・住民の健康管理 (保健所への協力) に関する事 ・住民説明会に関する事
吉岐警察署	移動制限措置への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・移動規制班への支援・協力に関する事

発生時の連絡体制

1 県本部担当班

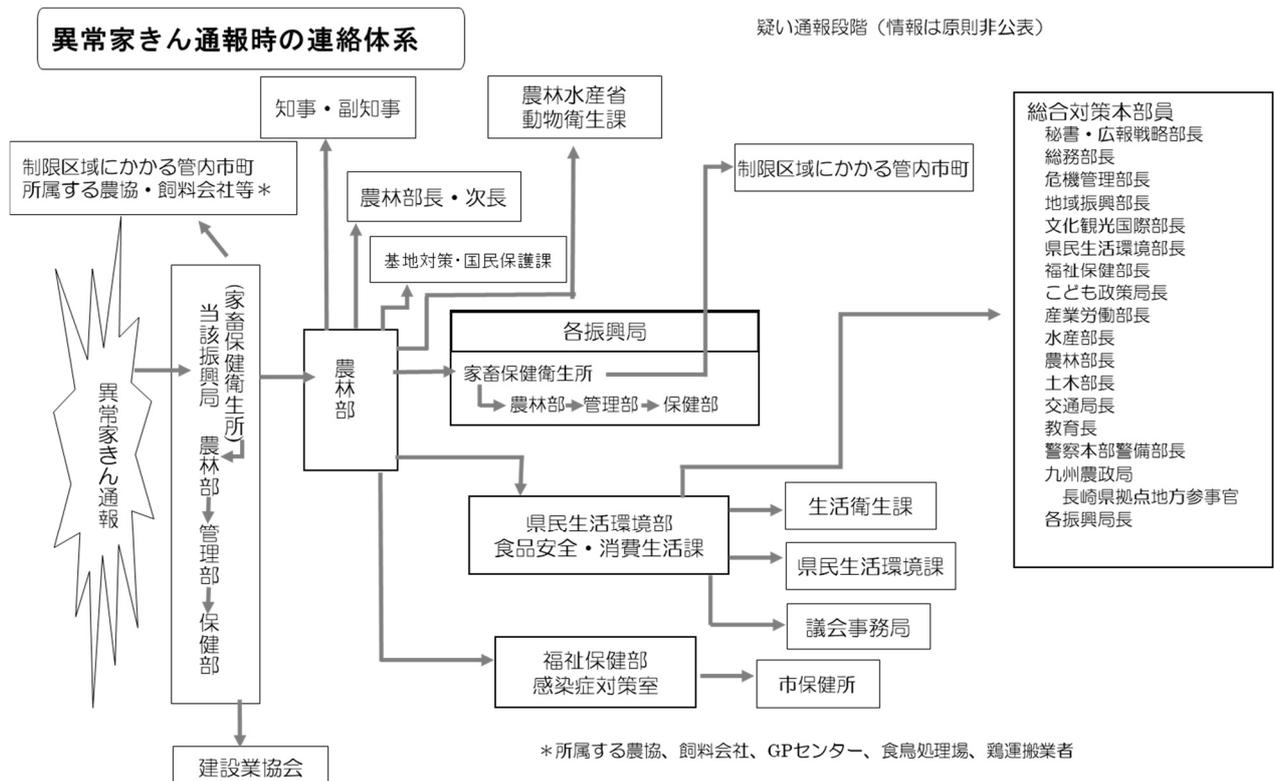
長崎県農林部防疫対策本部



班名	防疫対策班 (畜産課)	総務動員者確保班 (農政課・農山村対策室)	資材班 (農産園芸課・ 農業イノベーション推進室)	埋却地班 (農村整備課)	消毒ポイント班 (農業経営課・林政課・ 森林整備室)	広報班 (農産加工流通課・ 団体検査指導室)
業務内容	防疫方針に関すること 現地の防疫に関する指示・調整・進捗管理に関すること 農林水産省動物衛生課との連絡調整・協議 ・制限の例外措置 ・清浄性確認検査結果を受けての制限措置解除等 九州各県畜産課との連絡調整 防疫対策会議の開業案内 動員要請(獣医師(農動員獣医師・県獣医師会会員獣医師) 県内養鶏場の防疫対策(消毒命令等) 県内養鶏農家に対し消毒命令を行う場合の配布用消石灰の購入作業 異常家きん通報以降の発生情報を関係団体へ連絡 各班の支出負担行為 県民からの相談・問い合わせ(家畜・家きんの病気関係)への対応 その他、各班の緊急支援	総合対策本部会議、防疫対策会議に係る日程調整や設置に関すること 異常家きん通報以降の発生情報を庁内、議員、県警へ連絡 庁内の連絡調整 予算に関すること 動員者の確保 本庁、各振興局の動員者の移動手段の確保 本庁動員者へスケジュール等を事前説明、点呼	発生地対策本部(現地対策本部)から必要資材の数量一覽を受理 不足する資材のうち、国で備蓄している資材を農林水産省動物衛生課へ調達要請 現地調達が必要な数量一覽を現地対策本部へ提出 備蓄資材(備蓄場所:長崎県獣医師会(諫早市員津町)の搬送)搬送用トラックの確保(県トラック協会へ依頼) トラックへの積み込み作業員の確保(長崎・県央地域防疫対策本部からの動員)	埋却地情報の受理(初動防疫報告票) 先遣隊による現地確認情報を受理(防疫対策班経由) 埋却地掘削に関する事(現地との連絡調整) ・重機の確保状況の確認 ・技術的支援 ・重機手配の調整 ・現地で確保できない場合は、他の対策本部から建設業協会各支部へ照会をかけたもたし、確保可能な支部を発生現地本部へ紹介する。	消毒ポイント設置場所情報の受理 発生地対策本部及び半径10km圏内の他地域対策本部から移動制限、搬出制限区域の情報受理 移動制限区域及び搬出制限区域の公示 ・県境を跨って制限区域が設置される場合の、隣県との消毒ポイント設置場所調整 ・消毒ポイント設置の周知文書施行 消毒ポイント作業の外部委託事務(疑似患者決定? - 3日後から委託) 消毒ポイントにおける交通誘導警備業務委託(疑似患者決定後2 - 3日後から委託) 県警及び関係部局との連絡調整	各種情報のHP原稿作成 ・簡易検査陽性 ・疑似患者決定 ・移動制限措置 ・消毒ポイント設置 ・患者確定 ・防疫措置完了 ・清浄性確認検査結果 ・制限措置の解除 ・広報課との調整 定時の記者会見の調整 マスコミ各社への現地取材の自粛要請 防疫作業の画像データの撮影、提供 公表の内容について防疫対策班と事前協議

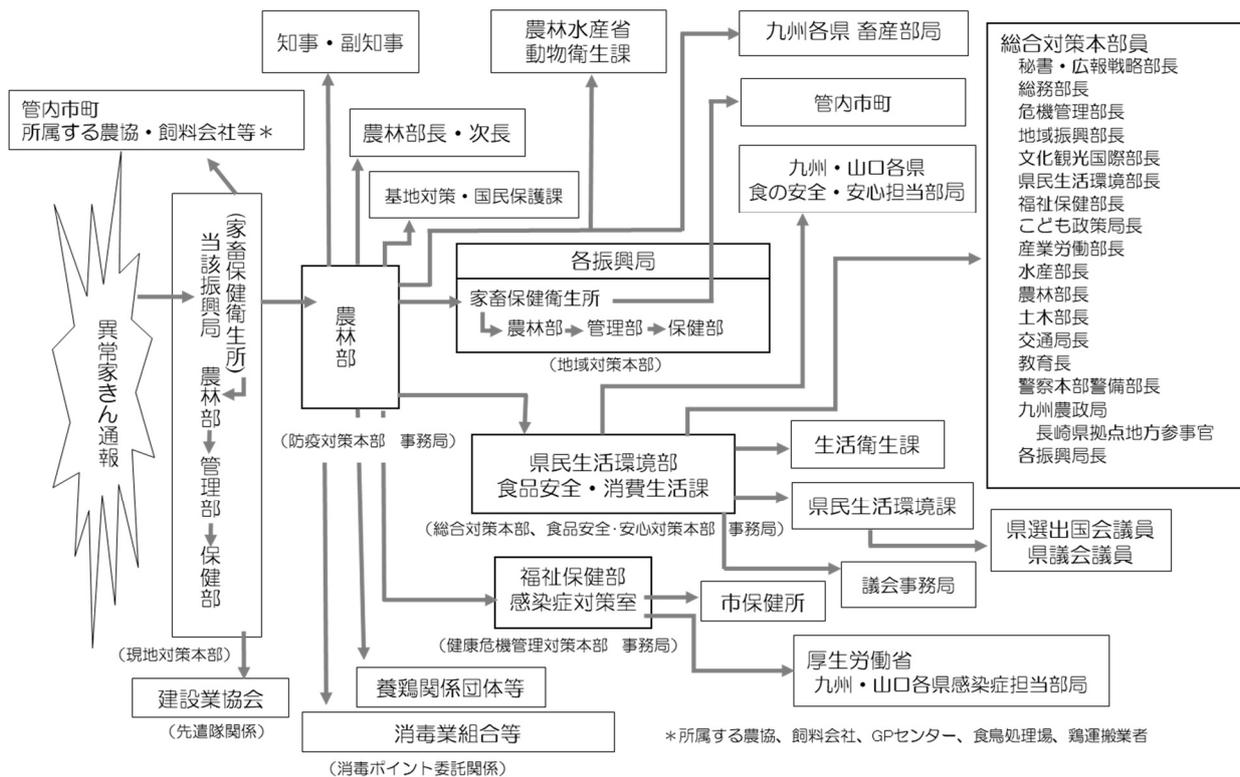
2 県全体の連絡体系

(1) 県内発生時連絡体系



簡易検査陽性時の連絡体系

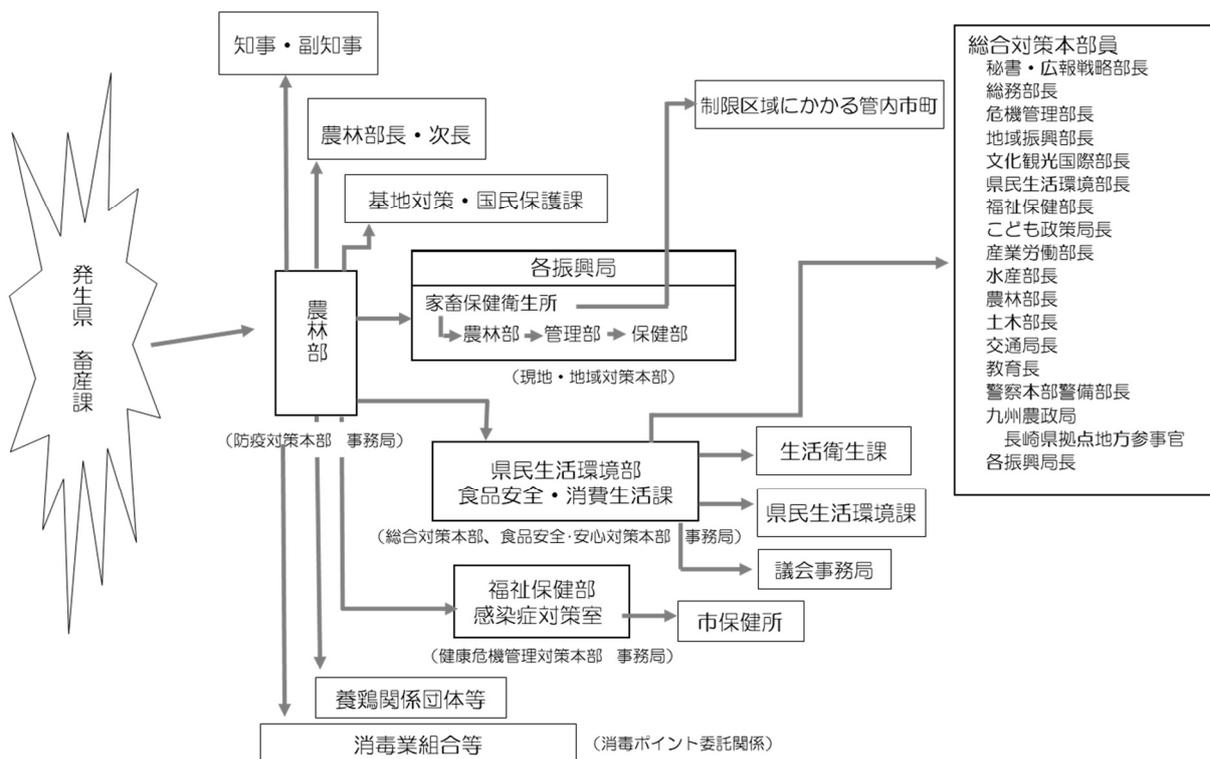
(個人情報以外は原則公表)
公表は農林水産省動物衛生課と協議後、農林水産省と同時に行う



(2)隣県発生時連絡体系

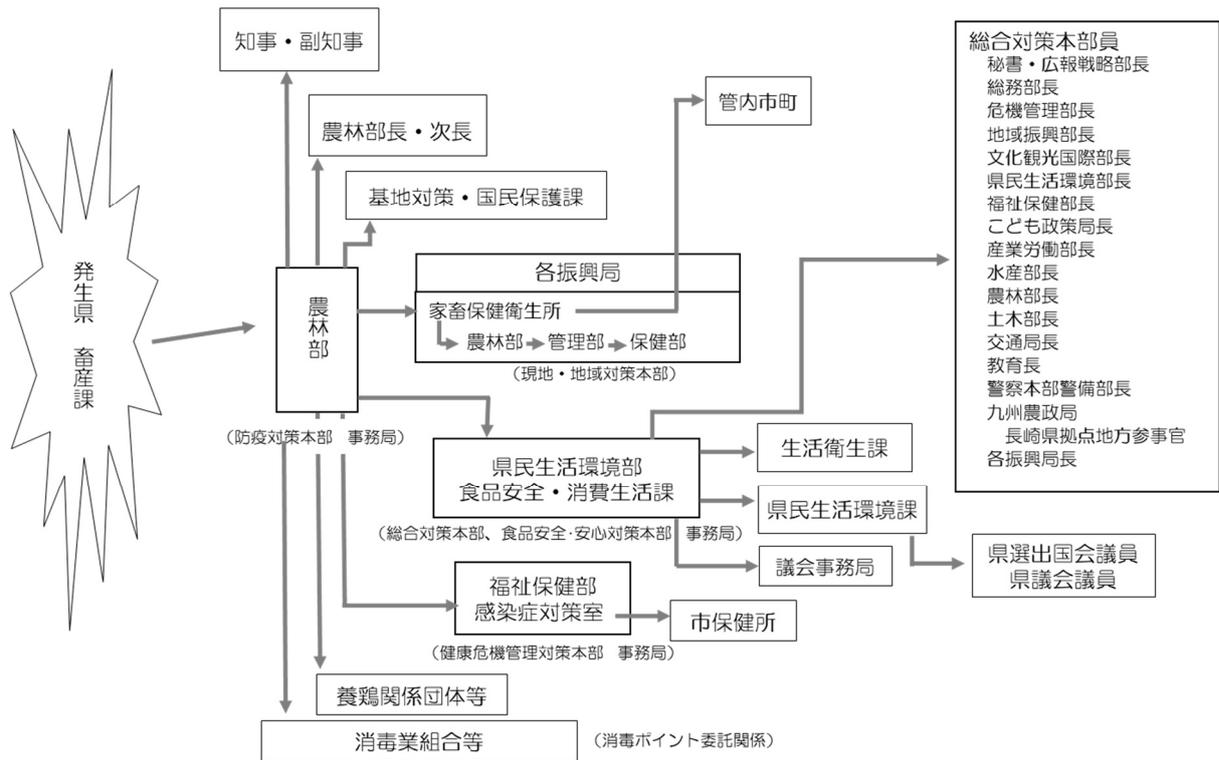
佐賀県での簡易検査陽性確認（農場で簡易検査陽性）時の連絡体系

(情報は非公表)



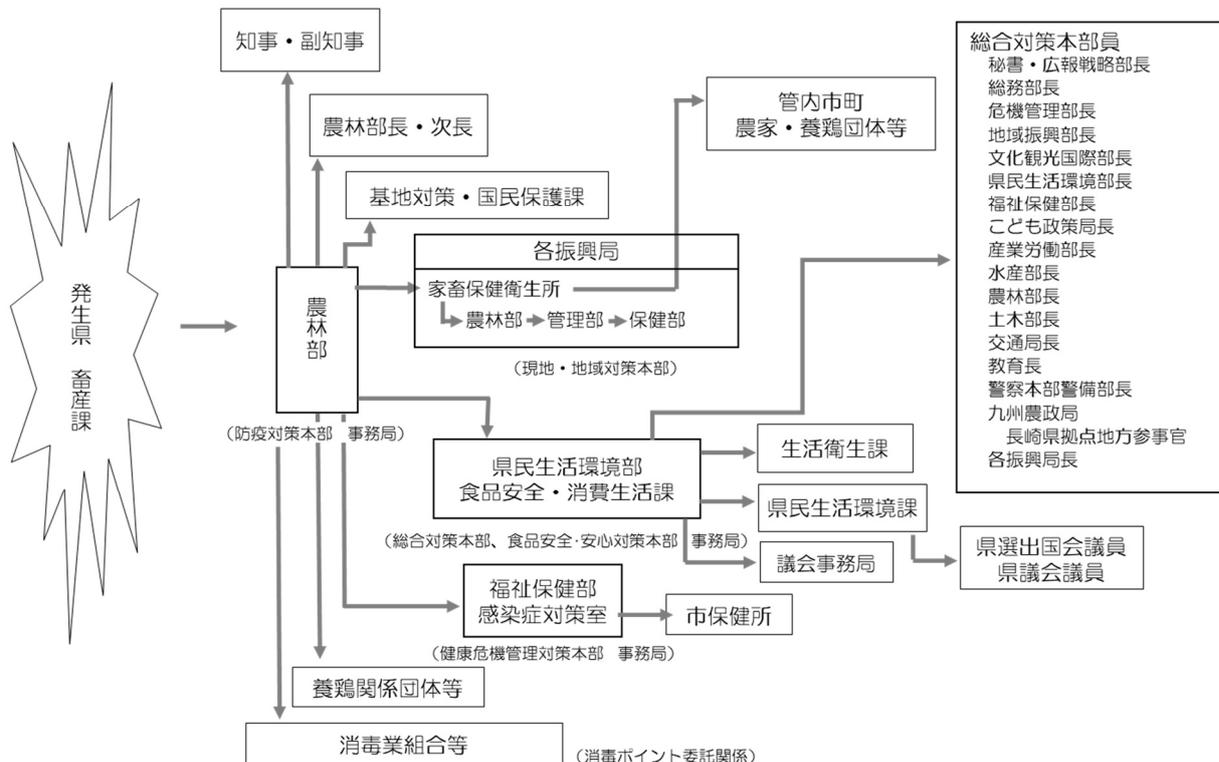
佐賀県・熊本県での簡易検査陽性確定時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)



佐賀県・熊本県での遺伝子検査陽性時の連絡体系

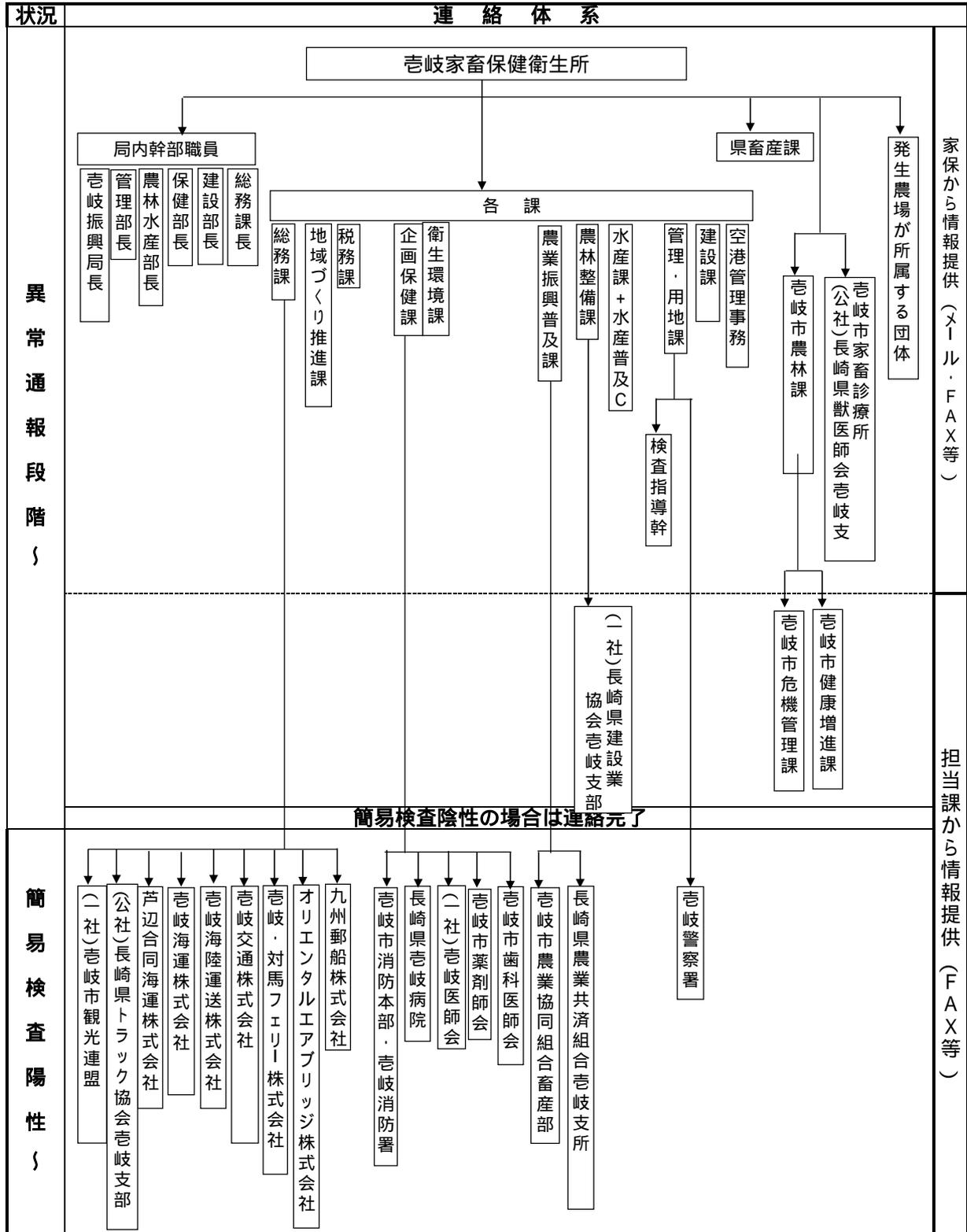
(個人情報以外は原則公表)



3 管内連絡体系

(1) 吉岐管内発生時の連絡体系(平日時)

- 1 異常通報受理後、家保から下表のとおり所属及び局長、部課長等へメール(またはFAX)を送信する。
家保から家保タブレットにより局全職員へ一斉メール送信を行う。
- 2 メール送信後は矢印の流れで電話で受信確認を行う。送信できていないことが確認された場合は、吉岐家保へその旨連絡する。なお、建設業協会吉岐支部は農林整備課、吉岐市関係各課へは市農林課が情報伝達及び確認を行う。
- 3 簡易検査陽性時の連絡は、上記のとおり行いが、関係団体等への情報伝達及び確認は、担当課が実施する。
なお、遺伝子検査陽性の場合も同様に実施する。

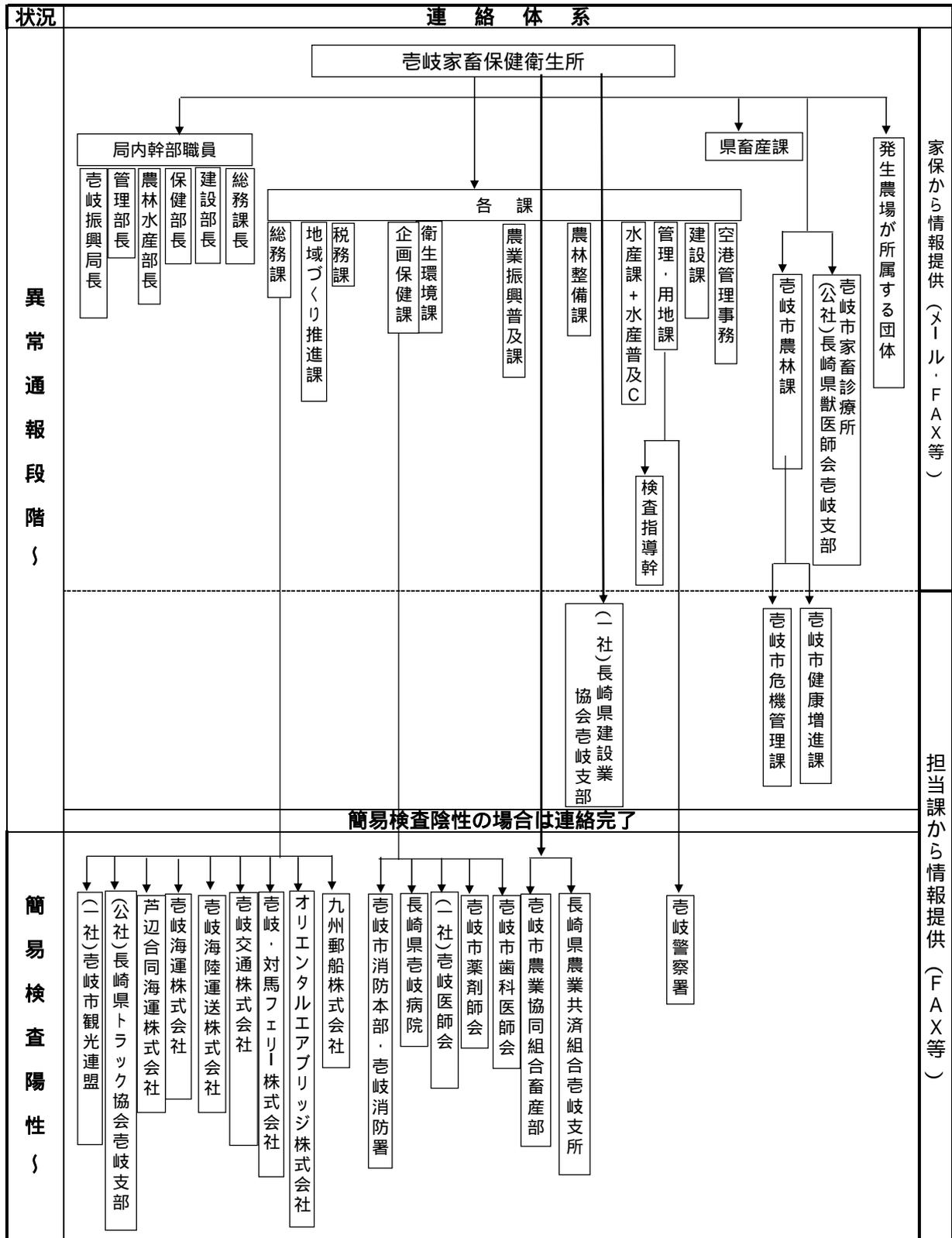


家保から情報提供(メール・FAX等)

担当課から情報提供(FAX等)

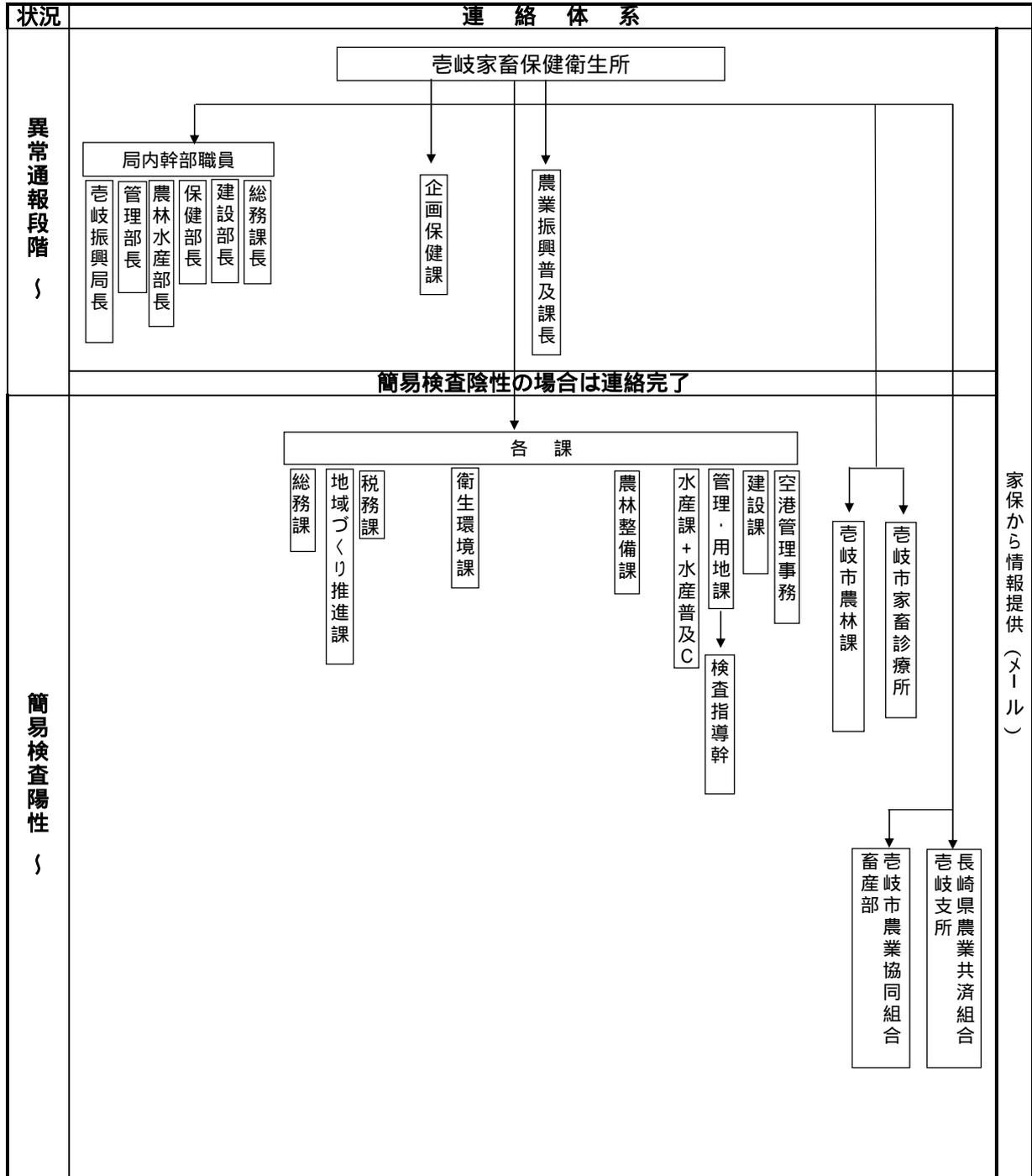
(2) 吉岐管内発生時の連絡体系(休日・時間外時)

- 1 異常通報受理後、家保から下表のとおり所属及び局長、部課長等へメール(またはFAX)を送信する。
家保から家保タブレットにより局全職員へ一斉メール送信を行う。
- 2 メール送信後は矢印の流れで電話で受信確認を行う。送信できていないことが確認された場合は、吉岐家保へその旨連絡する。なお、建設業協会吉岐支部、農協、農業共済組合等関係団体は家保が情報伝達及び確認を行う。
吉岐市関係各課へは市農林課が情報伝達及び確認を行う。
- 3 簡易検査陽性時の連絡は、上記のとおり行うが、関係団体等への情報伝達及び確認は、担当課が実施する。
なお、遺伝子検査陽性の場合も同様に実施する。



(3) 管外発生時の連絡体系

異常通報受理後、家保から下表のとおり局長及び各部長、総務課長、農業振興課長、企画保健課長へメールを送信する。
 簡易検査陽性の場合、家保は矢印の流れで局内、市及び農業団体にメール（またはFAX）送信する。



4 発生情報の具体的連絡方法

(1) 管内発生、平日時の場合

異常通報受理時の連絡方法

農場から異常通報があった場合は、「**ぎ岐管内発生時の連絡体系（平日時）**」のとおりの方法で連絡する。

なお、電話連絡の際は、必ず口頭で情報は庁内限りと確実に伝える。

ア ぎ岐家畜保健衛生所（家保）の対応

異常通報の様式 1（本庁には指針別記様式 3 も提出）を作成し、以下のとおりメール送信する。送信後は電話にて受信確認をする。

(ア) メール：公用 PC メール

家保 県畜産課家畜衛生班（班長、班員）
局内幹部職員（局長、管理部長、農林水産部長、保健部長、
建設部長及び総務課長）及び各課
市農林課及び市家畜診療所

(イ) メール：家保タブレット

家保 局全職員の携帯

イ 局農林整備課の対応

家保からのメールを受信後、以下のとおり FAX 送信する。送信後は電話で受信確認する。

FAX：農林整備課 建設業協会ぎ岐支部

簡易検査結果判明以降の連絡方法

ア ぎ岐家保の対応

- ・農場の家畜防疫員から簡易検査結果の報告を受けた後、速やかに検査結果様式 3（本庁には指針別記様式 4 - 1 を同封）を作成し、のアのとおりで連絡する（陰性の場合は、ここで連絡完了）。
- ・簡易検査が陽性の場合、農場の家畜防疫員に遺伝子検査材料を中央家保へ送付するよう指示。当該家畜防疫員から検査材料搬送開始の連絡を受けた場合は、県畜産課及び中央家保におおよその到着時間を連絡する。
- ・遺伝子検査結果判明時には、簡易検査判明時と同様に検査結果様式 5 を連絡する。

イ 局農林整備課の対応

- ・家保から簡易検査結果報告（様式 3）を受けた場合、のイのとおりで連絡する（陰性の場合は、ここで連絡完了）。
- ・遺伝子検査結果判明時は、同様に のイのとおりで検査結果様式 3 を送信する。

ウ 局総務課、企画保健課、農業普及振興課及び管理・用地課の対応

- ・ 簡易検査結果が陽性の旨の連絡を受けた場合は、次の機関に簡易検査結果様式__をFAXする。

FAX：総務課	吉崎市観光連盟、長崎県トラック協会吉岐支部、 芦辺合同海運(株)、吉岐海運(株)、吉岐海陸運送(株)、 吉岐交通(株)、吉岐・対馬フェリー(株)、 オリエンタルブリッジ(株)、九州郵船(株)
企画保健課	吉崎市消防本部・吉岐消防署、吉岐病院、 吉岐医師会、吉崎市薬剤師会、吉崎市歯科医師会
農業振興普及課	吉崎市農協、農業共済組合吉岐支所
管理・用地課	吉岐警察署

- ・ 遺伝子検査結果判明時は、同様に検査結果様式__を送信する。

連絡の際は、チェック表を用いて連絡漏れのないよう留意すること

(2) 管内発生、休日・時間外時

異常通報受理時の連絡方法

農場から異常通報があった場合は、「吉岐管内発生時の連絡体系(休日・時間外時)」
のとおり次の方法で連絡する。

なお、電話連絡の際は、必ず口頭で情報は庁内限りと確実に伝える。

ア 家保の対応

異常通報の様式1(本庁には指針別記様式1を同封)を作成し、(1)のAのと
おりメール送信するとともに、建設業協会へFAX送信する。送信後は電話にて
受信確認をする。

(ア)メール：公用PCメール

家保 県畜産課家畜衛生班(班長、班員)
局内幹部職員及び各課
市農林課及び市家畜診療所

(イ)メール：家保タブレット

家保 局全職員の携帯

(ウ)FAX

家保 建設業協会吉岐支部

簡易検査結果判明以降の連絡方法

ア 家保の対応

- ・ 農場の家畜防疫員から簡易検査結果の報告を受けた後、速やかに検査結果様式 3「(本庁には指針別記様式 4 - 1 を同封)を作成し、 のアのとおり連絡する(陰性の場合は、ここで連絡完了)。
- ・ 簡易検査が陽性の場合、農場の家畜防疫員に遺伝子検査材料を中央家保へ送付するよう指示。当該家畜防疫員から検査材料搬送開始の連絡を受けた場合は、県畜産課及び中央家保におおよその到着時間を連絡する。
- ・ 遺伝子検査結果判明時には、簡易検査判明時と同様に検査結果様式 5 を連絡する。加えて、農協及び共済組合へも送信する。

イ 局総務課、企画保健課、管理・用地課の対応

- ・ 簡易検査陽性となった場合は、次の機関に簡易検査結果様式 3 を FAX する。

FAX:総務課

壱岐市観光連盟、長崎県トラック協会壱岐支部、
芦辺合同海運(株)、壱岐海運(株)、壱岐海陸運送(株)、
壱岐交通(株)、壱岐・対馬フェリー(株)、
オリエンタルブリッジ(株)、九州郵船(株)

企画保健課

壱岐市消防本部・壱岐消防署、壱岐病院、
壱岐医師会、壱岐市薬剤師会、壱岐市歯科医師会

管理・用地課

壱岐警察署

- ・ 遺伝子検査結果判明時には、簡易検査結果判明時と同様に検査結果様式 5 を連絡する。

連絡の際は、チェック表を用いて連絡漏れのないよう留意すること

(3) 管外発生の場合

管外の異常通報受理時の連絡方法

県畜産課から異常通報様式 2 の送付があった場合は、「管外発生時の連絡体系」のとおり次の方法で連絡する。

なお、電話連絡の際は、必ず口頭で情報は庁内限りと確実に伝える。

ア 家保の対応

異常通報様式 2 を局内幹部職員、企画保健課及び農業振興普及課にメール送信する。送信後は電話で受信確認をする。

メール：公用 PC メール

家保 局内幹部職員、企画保健課、農業振興普及課

簡易検査結果判明以降の連絡方法

県畜産課から簡易検査結果様式4の送付があった場合は、(3)の のとおりメール送信する(陰性の場合は、ここで連絡完了)。

簡易検査結果が陽性の場合には、これに加え局内各課、市、市家畜診療所、農協、共済組合へメール若しくはFAXで連絡する。

メール：公用PCメール

家保 局内幹部職員、各課、市農林課及び市家畜診療所

FAX：

家保 農協、共済組合

連絡の際は、チェック表を用いて連絡漏れのないよう留意すること

家保からのメール送信文面例

○ 異常通報受理時

家保からのメール送信（公用 PC）

件名：【取扱注意】鳥インフルエンザ異常通報受理（市）

本文：【取扱注意】

鳥インフルエンザを疑う異常通報がありました。
詳細は別添ファイルのとおりです。

情報については、風評被害防止のため、外部に漏れることが
ないよう取り扱いに注意をお願いします

管内の場合は左の様式 1 のとおり、
管外の場合は様式 2 とし、記の 1 の飼養者名と記の 2 の農場所在地の町名番
地は削除

メール添付ファイル

【現地家保 畜産課 農政課 食品安全・消費生活課、感染症対策室】

（様式 1）

取り扱い注意

令和 年 月 日
振興局（家保）

高病原性鳥インフルエンザ疑い通報について

本日、下記のとおり飼養者から（家きんの種類を記入）の死亡通報があり、
対応中。

記

- 1 飼養者
- 2 農場所在地 市 町 番地
- 3 飼養羽数 肉用鶏 3 鶏舎 30,000 羽
- 4 死亡羽数 220 羽
(月 日：A 鶏舎 100 羽、B 鶏舎 120 羽)
異状がみられた日までの過去 3 週間の平均死亡羽数
A 鶏舎 羽、B 鶏舎 羽
3 鶏舎中 2 鶏舎で発生
A 鶏舎 (日齢、10,000 羽)
B 鶏舎 (日齢、10,000 羽)
- 5 対応状況
(1) 農家通報受理時間：
(2) 家保出発時間：
(3) 簡易検査判明予定時間：

○ 簡易検査結果の報告

家保からのメール送信（公用 PC）

件名：【取扱注意】鳥インフルエンザ疑い事例（ 市 ）について

本文：【取扱注意】
鳥インフルエンザ疑い事例（本日、午前（後） 市（町）の養鶏場からの通報）について、現地で簡易検査を実施した結果、陰性（陽性）でした。
詳細は別添ファイルのとおりです。

〔 陽性の場合 〕
この結果を受け、初動防疫準備作業に速やかに着手してください。

情報については、個人名が記載されておりますので、外部に漏れることがないように取り扱いに注意をお願いします。

管内の場合は左の様式 3 のとおり

管外の場合は様式 4 とし、記の 1 の飼養者名と記の 2 の農場所在地の町名番地は削除（旧町名まで記載）

メール添付ファイル

【現地家保 畜産課】

（様式 3）

取り扱い注意

令和 年 月 日
振興局（ 家保 ）

高病原性鳥インフルエンザ簡易検査の結果について

高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について、現地で簡易検査を実施した結果は、下記のとおりでした。

記

- 1 飼養者
- 2 農場所在地 市 町 番地
- 3 検査結果 陰性（ 羽全羽 ）（または陽性（ 羽中 羽 ））

（陰性の場合）

- 4 今後の対応
原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。

（陽性の場合）

- 4 今後の対応
本日、中央家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施予定です。
結果判明は 時頃の予定です。

○ 遺伝子検査結果判明時

家保からのメール送信（公用 PC）

件名：【取扱注意】鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性（陰性）（ 市）

本文：【取扱注意】
遺伝子検査の結果、陽性（陰性）を確認しました。
詳細は別添ファイルのとおりです。

この結果を受け、国と協議のうえ、初動防疫作業が開始されます。

情報については、個人名が記載されておりますので、外部に漏れる
ことがないように取り扱いに注意をお願いします

メール添付ファイル

【畜産課 農政課 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局（家保）議員】

（様式 6）

取り扱い注意

令和 年 月 日
農 林 部 畜 産 課

高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査の結果について

月○日、通報があった高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について、中央家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施した結果は、下記のとおりでした。

記

1 農場所在地 市（陽性時は町名まで記載）

2 検査結果 陰性（羽検査）
（または H 亜型遺伝子陽性（羽中羽））

（陰性の場合）

3 今後の対応 原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。

（陽性の場合）

3 今後の対応 農林水産省動物衛生課と協議のうえ「疑似患畜」に決定した場合には、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場で飼養されている鶏の殺処分等、防疫措置を実施します。

○（隣県）簡易検査陽性の連絡あった場合

家保からのメール送信（公用 PC）

件名：【取扱注意】（ 県 ）鳥インフルエンザ疑い事例における簡易検査陽性（ 市 ）

本文：【取扱注意】

本日 時、 県から、鳥インフルエンザ疑い事例が発生し、簡易検査の結果陽性でした。
詳細は別添ファイルのとおりです。

（本県の一部が制限区域に入る場合）
万一発生が確認された場合は、本県の一部が制限区域に入ることになります。

情報については、個人名が記載されておりますので、外部に漏れることがないように取り扱いに注意をお願いします

メール添付ファイル

【畜産課 農政課 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局（家保）議員】

（様式 8）

取り扱い注意

令和 年 月 日
農 林 部 畜 産 課

県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査陽性確認事例について

本日 ○時、 県畜産課から 県 市に所在する農場において、簡易検査陽性を確認した旨の報告がありました。

記

- 1 農場所在地 県 市 町 番地
- 2 飼養羽数 鶏 羽
- 3 今後の対応
今後、遺伝子検査を実施し、結果判明は 時 分頃の予定です。

5 休日・勤務時間外の緊急連絡及び緊急配備

(1) 休日等の緊急連絡

- 管内の異常通報を受理した段階で、「壱岐管内発生時の連絡体系(休日・時間外時)」に従い、家保から情報伝達するが、別途、家保所長から局長、管理部長、農林水産部長、保健部長、建設部長、総務課長、企画保健課長、農業振興普及課長、農林整備課長及び管理・用地課長、市農林課担当者、関係団体担当者あて携帯にてメール(メールがない場合は電話で連絡)する。

メールの文例は、「休日等(勤務時間外)の緊急携帯メール文面例」のとおり
メール送信者は、返信メールで受信を確認のこと

(2) 休日等(夜間早朝及び閉庁日を含む)の緊急配備

- 管内で、異常通報があった場合は、検査陽性時に備え、動員可能者の確認等の作業が発生する。
- このため、管内の農場等から通報があった場合は、振興局担当課長等職場待機となる。(緊急連絡メール受信約2時間後を目処に登庁)
- 各課長等は所属職員へ情報を伝えるとともに、検査陽性時には登庁するよう指示があることを伝える。
- 発生ケース別の配備は、「休日等の配備表」のとおりとする。

○休日等(勤務時間外)緊急携帯メール文面例

(異常通報受理時)

1 吉岐地域内での発生の場合	
あて先	局長、各部長、総務課、企画保健課、農業振興普及課、農林整備課、管理・用地課、吉岐市
件名	【取扱注意】鳥インフルエンザ異常通報受理(吉岐市)
文面	(取扱注意) 本日、午前(後) 時に、吉岐市の養鶏場から鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、現在、吉岐家保が対応中です。簡易検査の結果は、本日午前(後) 時前後に判明予定です。なお、本メールを受信されましたら返信空メールを送信ください。 通報の概要 (発生農場名入りの情報)
2 吉岐地域外の県内での発生の場合	
あて先	局長、各部長、総務課、農業振興普及課 吉岐市
件名	【取扱注意】鳥インフルエンザ異常通報受理(市)
文面	(取扱注意) 本日、午前(後) 時に、 市(町)の養鶏場から鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、現在、 家保が対応中です。簡易検査の結果は、本日午前(後) 時前後に判明予定です。本メールを受信されましたら返信空メールを送信ください。 通報の概要
3 佐賀県での発生で県内の一部が制限区域に入る場合	
あて先	局長、各部長、総務課、農業振興普及課 吉岐市
件名	【取扱注意】(県)鳥インフルエンザ異常通報受理(市)
文面	(取扱注意) 本日、午前(後) 時に、佐賀県から 市(町)の養鶏場から鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、簡易検査陽性を確認したとの報告がありました。佐賀県での再検査結果判明(簡易検査確定)は 時頃の予定です。当農場での発生が確定した場合、県内の一部(地域)が制限区域に入ることになります。本メールを受信されましたら返信空メールを送信ください。 通報の概要

佐賀県での発生は1回目の簡易検査で疑い確定となるため、通報段階からの連絡はない。

<留意事項>

風評被害等を防止するため、取り扱いには厳重に注意してください。なお、検査陰性を確認した場合であっても同様に取扱には注意してください。

(県内及び隣県での検体搬送決定時)

1 吉岐地域内での発生の場合	
あて先	局長、各部長、総務課、農業振興普及課 吉岐市
件名	【取扱注意】鳥インフルエンザ疑い事例(市)
文面	(取扱注意) 鳥インフルエンザ疑い事例(本日、午前(後)、吉岐市の養鶏場からの通報)について、現地で簡易検査を実施した結果、陰性(陽性)でした。 〔陰性の場合〕 今後は、原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。 〔陽性の場合〕 今後は、中央家保で、遺伝子検査を行う予定です。結果判明は 時頃の予定です。 なお、本メールを受信されましたら返信空メールを送信ください。 通報の概要(発生農場を特定する情報あり)
2 吉岐地域外の県内での発生の場合	
あて先	局長、各部長、総務課、農業振興普及課 吉岐市
件名	【取扱注意】鳥インフルエンザ疑い事例(市(町))
文面	(取扱注意) 鳥インフルエンザ疑い事例(本日、午前(後)、 市(町)の養鶏場からの通報)について、現地で簡易検査を実施した結果、陰性(陽性)でした。 〔陰性の場合〕 今後は、原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。 〔陽性の場合〕 今後は、中央家保で、遺伝子検査を行う予定です。結果判明は 時頃の予定です。 なお、本メールを受信されましたら返信空メールを送信ください。 通報の概要(発生農場所在地情報あり。農家名なし)
3 隣県での発生で県内の一部が制限区域に入る場合	
あて先	局長、各部長、総務課、農業振興普及課 吉岐市
件名	【取扱注意】(県)鳥インフルエンザ簡易検査陰性(陽性)(市(町))
文面	(取扱注意) 本日、午前(後) 時、 県から 市(町)の養鶏場で鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、簡易検査陰性(陽性)が確定したとの報告がありました。 〔陽性の場合〕 今後、当農場での発生が確定した場合、県内の一部(地域)が制限区域に入ることになります。 なお、本メールを受信されましたら、返信空メールを送信ください。 通報の概要(発生農場を特定する情報なし)

<留意事項>

風評被害等を防止するため、取り扱いには厳重に注意してください。なお、検査陰性を確認した場合であっても同様に取扱には注意してください。

6 休日等の配備表

注)九州管内の県外での場合は簡易検査陽性後に、当該県から本県へ連絡が入る。

発生ケース 集合時期	管内での発生の場合			管外(県内)での発生の場合			県外での発生の場合		
	異常通報受理時	検体搬送決定後		異常通報受理後	簡易検査陽性後		簡易検査陽性後		
対 応	動員可能者の確認等	その他作業	県警戒連絡会議 (TV会議)	動員可能者の確認等	その他作業	県警戒連絡会議 (TV会議)	県警戒連絡会議 (TV会議)	動員可能者の確認等	その他作業
局長									
管理部長									
総務課長		(会議開催準備、 移動用PC手配、 備蓄資材搬送準備)			(会議開催準備)				(会議開催準備)
地域づくり推進課長									
税務課長									
保健部長(沓岐保健所長)									
副部長兼企画保健課長									
衛生環境課長									
農林水産部長		(調整業務)			(調整業務)				(調整業務)
副部長(家保所長)		(防疫準備)			(防疫準備)				(防疫準備)
農業振興普及課長		(動員要請準備)							
衛生課		(防疫準備作業)			(防疫準備作業)				(防疫作業準備)
農林整備課長		(建設業協会へ 動員準備要請)							
水産課長									
沓岐水産業普及指導センター長									
建設部長									
検査指導幹									
管理・用地課長		(消毒P設置準備)							
建設課長									
沓岐市農林課		(防疫準備作業)							
総務担当課	市内部で調整			市内部で調整					
保健担当課									

会議、防疫作業実施の有無

県警戒連絡会議(TV会議)			
沓岐地区警戒連絡会議・緊急防疫対策会議			
防疫作業(殺処分等)		(発生地への応援対応)	×
防疫作業(消毒ポイント)		×	×

注) 登庁時間の目安は、疑い通報メール受信から2時間後、簡易検査陽性連絡受理後は直ちに

防疫準備作業

1 鳥インフルエンザ発生時の各対策本部のタイムスケジュール（案）

（経過日数及び対応内容については、飼養規模8,000羽、殺処分1日とした場合の目安。）

日	時刻	経過時間	事項	現地総合対策本部 (若岐振興局管理部)	現地防疫対策本部 (若岐家畜保健衛生所)	現地健康危機管理対策本部 (若岐保健所)	現地食品安全・安心対策本部 (若岐振興局管理部)	市	関係機関・団体
1	9:00	0:00	異常家きん発生通報		異常家きん発生通報受理				
				家保からの報告受理	通報内容を畜産課・振興局内・当該市に報告 局長・管理部長・保健部長・農林水産部長・建設部長へ報告 総務課長・農業振興普及課長へ報告 建設業協会・農協等に連絡	家保からの報告受理	家保からの報告受理	家保からの報告受理	家保からの報告受理
	9:30	0:30	簡易検査開始		農場立入検査開始				
					【準備作業】 農家情報、埋却地情報 制限区域の設定、周辺農場リスト作成 消毒ポイントの選定 防疫作業必要人員数の算出 防疫資材必要数の算定 疫学関連情報 ～を畜産課へ報告（初動防疫報告票）	初動健康調査の準備開始 健康調査実施場所等の確認 健康調査等人員数の算定開始 健康調査に必要な医療資材算定開始		【準備作業】 防疫作業等動員リスト 消毒ポイント選定 埋却場所の選定 制限区域内住所地の確認	
	12:30	3:30	簡易検査結果判明	簡易検査 陽性（+）					
			緊急防疫作業	家保からの報告受理 関係機関・団体への情報提供（簡易検査結果等） 局内動員可能人数の把握	簡易検査結果を畜産課・振興局内・該当市に報告 局長・管理部長・保健部長・農林水産部長・建設部長へ報告 総務課長・農業振興普及課長へ報告	家保からの報告受理 初動健康調査等の準備 健康調査会場等の確認 医療資材リスト作成 健康調査員等の動員者数一覧の作成	家保からの報告受理	情報収集、作業準備	振興局管理部から情報提供
		農場における緊急防疫対応 農場への立入規制 消毒施設の設置 農場出入口・衣類・使用器具の消毒 農場周辺の通行自粛・遮断に係る警察への連絡・協議		健康調査等の人員確保 医療政策課（健康危機管理対策本部）へ動員要請 動員者への連絡や管理を行う	農場周辺の通行自粛対応、 通行遮断の準備 水・電気の確保	（警察署）農場周辺の通行自粛・遮断に係る協議			
		中央家保へ検体搬送 （印通寺発フェリーorチャーター船片道+公用車搬送(約4時間)）		医療資材の確保 医療政策課（健康危機管理対策本部）へ必要に応じ医療資材を依頼 医療政策課（健康危機管理対策本部）へ抗インフルエンザウイルス薬の払い出し要請					
		先遣隊の派遣		○防疫資材確保準備	先遣隊による現地調査（家保・保健部・農林整備課・市・建設業協会担当） （13:00～）	先遣隊による現地調査	先遣隊への協力	（建設業協会）先遣隊への協力	
	13:00			○動員要請（農業振興普及課） ○移動用バスの運行要請	制限区域設定案の作成 消毒ポイントの選定・許可（選定は家保、道路占有許可関係は建設部） 防疫資材リストの作成 準備状況のチェック			（警察署） 道路使用許可 （道路管理者） 道路占有許可	
	14:00								
	15:00								
	15:30	6:30	長崎県総合対策本部会議（第1回） （TV会議）	出席	出席	出席	出席		
	16:00			重機の手配（16:00） 移動用バスの確保完了（～16:30）	○先遣隊調査終了（～16:00）			消毒ポイントの許可（市町道）（各時間は現地防疫対策本部と同様）	（農業団体） 防疫作業従事者（主に消毒ポイント作業）・資材確保の協力 （建設業協会） 重機の確保

日	時刻	経過時間	事項	現地総合対策本部 (香枝振興局管理部)	現地防疫対策本部 (香枝家畜保健衛生所)	現地健康危機管理対策本部 (香枝保健所)	現地食品安全・安心対策本部 (香枝振興局管理部)	市	関係機関・団体	
1	16:30	7:30	現地総合対策本部会議	現地総合対策本部の設置及び会議開催 これまでの経過と対策 各現地対策本部の設置 今後の対策（家畜・農場等の防疫対策） 対策（健康対策、食品の安全安心広報対策、風評被害対策）				現地総合対策本部会議への参加	現地総合対策本部会議への参加	
					現地防疫対策本部の設置 相談窓口の設置	現地健康危機管理対策本部の設置 相談窓口（食品安全・安心含む）の設置	現地食品安全・安心対策本部の設置 相談窓口の設置	発生市対策本部の設置		
	17:00									
	18:00			動員者班編成完了、県本部へ名簿を提出						
	18:30	9:30	PCR検査開始		中央家保にPCR検体到着 (検査時間約9時間)					
	19:00			備蓄資材を後方支援センターへ搬入完了(19:30) 後方支援センター設営開始(19:30)	発生農場周辺住民に対する説明会の開催			○支援センター・農場拠点の設営		
					発生農場周辺住民に対する説明会の開催					
	20:00			農場拠点へ資材到着(20:00) 農場拠点設営開始(20:00) 後方支援センター設営完了(20:30)						
21:00			消毒ポイント資材到着(21:00) 消毒ポイント設営開始(21:00) 農場拠点設営完了(21:00)							
22:00			消毒ポイント設営完了(22:00)							
2	5:00		PCR検査結果判明	PCR検査陽性(H5/H7を確認) 農水省動物衛生課と協議後 疑似患者確定						
				後方支援センターSP班後方支援センターへ到着(5:30) 防疫作業従事者移動開始(5:30)		健康調査会場の設置(後方支援センター) 問診班、診察班、薬剤班、着脱班の医療資材の搬入確認 問診班、診察班、薬剤班、着脱班の人員確認 問診班、診察班、薬剤班、着脱班の班員へ役割説明		○健康調査会場の設置		
	6:00			農場拠点SP班農場拠点へ到着(6:00) 防疫作業従事者後方支援センターへ到着(6:00) 消毒ポイント動員者到着(6:30)		救護所の設置(農場拠点) 市及び現地防疫対策本部と調整のうえ救護所を設置し、以下の体制を整える。 専任の保健師(又は看護師)を配置する。 必要な医療資材を確保する。		○救護所の設置協力		
	7:00			防疫作業従事者農場拠点へ移動完了(7:00) 消毒ポイント設置完了(7:30)		防疫作業従事者の健康調査の実施 防疫作業従事者の作業前後の健康状態の把握 感染防護服等の着脱指導 有症者等への抗インフルエンザ薬の投与説明 作業終了後の消毒方法説明				
	8:00			疑似患者決定 農場の防疫作業開始	県防疫対策本部から防疫措置の指示 消毒ポイントでの消毒開始 (移動制限措置解除まで継続実施) 農場周辺の通行遮断(72時間以内)				消毒ポイント作業・農場周辺の通行遮断	(農業団体) 消毒ポイント作業・農場周辺の通行遮断
				殺処分開始	家きんの評価 殺処分開始	養鶏場従業員及びその家族に対する積極的疫学調査開始 症状の確認、健康調査 (問診、体温、血圧等調査)		家きんの評価	(建設業協会) 埋却作業の実施	
				制限区域内の家きん飼養農場への周知 発生の概要 制限区域内であること 今後の防疫措置 制限内容 踏込消毒槽の設置 農場出入りの車両・機材の消毒	防疫作業従事者に対する感染防止対策 感染防御 作業中の注意点 作業事後の健康観察 有症状時の対応 防護服の着脱指導、介助	リスクコミュニケーションの実施 原則、本庁対応 ・必要に応じてポスター配布等 対象：食料品店、食品加工業、宿泊施設、食堂など	防疫作業への動員 愛玩家きん所有者への周知 発生の概要 制限区域内であること 今後の防疫措置 制限内容 踏込消毒槽の設置 農場出入りの車両・機材の消毒	防疫作業への動員 (農協、共済) 消毒ポイント作業		

日	時刻	経過時間	事項	現地総合対策本部 (春枝振興局管理部)	現地防疫対策本部 (春枝家畜保健衛生所)	現地健康危機管理対策本部 (春枝保健所)	現地食品安全・安心対策本部 (春枝振興局管理部)	市	関係機関・団体	
2	9:30		長崎県総合対策本部会議(第2回)		発生状況確認検査(24時間以内に立入)			発生状況確認検査の案内		
					防疫作業の進捗状況を県防疫対策本部へ随時報告					
	16:00		殺処分終了	殺処分終了	防疫作業従事者の作業終了後の健康観察 10日間観察指示 健康的な生活維持の指示					
	20:30			防疫作業の進捗状況を県防疫対策本部へ随時報告		養鶏場周辺住民に対する健康調査				
	0:00		最終防疫措置完了	理却、汚染物品処分、消毒終了	養鶏場周辺住民に対する心のケアと健康相談 家庭訪問 広報活動					
			長崎県総合対策本部会議(第3回)	必要に応じ現地総合対策本部会議を開催 現状報告 これまでの経過と対応 ・防疫対策 ・健康危機管理対策 ・食品安全安心対策 今後の見通しと対策方針について			現地総合対策本部会議への参加	現地総合対策本部会議への参加		
3 4				防疫作業の進捗状況を県防疫対策本部へ随時報告	防疫作業従事者の作業終了後の健康観察 毎日の検温及び症状観察指示 健康的な生活維持の指示 養鶏場周辺住民に対する心のケアと健康相談	食品安全・消費生活課から情報入手	周辺住民の健康相談・心のケア	(建設業協会)消毒ポイント作業の委託		
5				発生状況確認検査結果判明 防疫対策本部への報告						
6 - 11				防疫作業の進捗状況を県防疫対策本部へ随時報告		↓				
12				清浄性確認検査開始		養鶏場周辺住民に対する心身の健康相談		清浄性確認検査の案内		
13 - 14				防疫作業の進捗状況を県防疫対策本部へ随時報告		↓				
15			搬出制限区域の解除	必要に応じ搬出制限区域の解除	清浄性確認検査結果判明 防疫対策本部への報告					
16 - 22					防疫作業の進捗状況を県防疫対策本部へ随時報告					
			移動制限措置解除	移動制限措置解除						
23			現地総合対策本部会議	現地総合対策本部開催 現状報告について 各現地対策本部の取り組み報告 清浄性確認検査結果の報告 移動制限措置の解除決定報告 終息宣言 各現地対策本部の解散決定						
24 -					移動制限区域内の監視継続(移動制限解除後3か月間)					

2 鳥インフルエンザ発生時の関係機関・団体等の役割分担整理表

作業内容	県防疫 対策本部	現地防疫対策本部								窓 口
		県				市	JA	建設業協会	その他 団体	
		管理部	農林部	保健部	建設部					
対策本部の設置（県、現 地）										総務
発生に関する広報										総務
発生農場の情報収集・整理			家保							家保
防疫従事者の動員調整										農業振興普及課
防疫従事者の移動手段確保									トラック協会 岩岐交通	総務
防疫資材の確保	防疫資材		家保 (医薬資材)							総務
	テント									総務
	机・椅子									総務
防疫資材の運搬										総務
処分方法の検討・決定			家保							家保
発生農場防疫措置	先遣隊による事前調査		家保 農林整備課							家保
	処分家きん等の評価		家保						獣医師会	家保
	殺処分									家保
	殺処分家きん等の運搬 鶏舎側 埋却地									家保
	埋却地への運搬車両への同業 (農場敷地外に埋却地がある場 合)									家保
	埋却作業（掘削 等）									農林整備課
	埋却作業（埋却溝へのプレー シート設置、固定用杭打ち等）									農林整備課
	農場内の清掃・消毒									家保
	農場退場車両・人の消毒					○				家保
	水源等の確保									市
通行遮断（規制）	農場周辺の通行規制								警察署	市
	道路使用の調整								警察署	建設部
	制限内容の広報									市
埋却地関係	候補地の選定		家保 農林整備課							家保
	必要面積の算出		家保							家保
	埋却地の事前調査（先遣隊）		家保 農林整備課							農林整備課
	重機の確保		農林整備課							農林整備課
制限区域関係	移動・搬出制限区域の選定		家保							家保
	食鳥処理場、GPセンターへの 衛生指導		家保							家保
	制限区域の広報									市
後方支援センター	確保・運営（資材配布、連絡調 整、説明等）		家保							家保
	健康チェック									保健所
農場拠点	管理・運営（資材配布、説明 等）									家保
	健康管理、緊急対応								消防署	保健所
	防護服着脱指導等									保健所
発生状況確認検査・清浄性 確認検査	対象農場の確認		家保							家保
	計画策定		家保							家保
	獣医師の派遣		家保							家保
	案内人の派遣・車両の確保									市
	検体搬送（中央家保）			農業振興普及課						家保
周辺住民への対応	周辺住民への説明		家保							家保
消毒ポイント関係	候補地の選定		家保						空海港関係	家保
	業務委託事務									管理
	消毒ポイントの管理・運営									管理
	消毒作業員の派遣								共済	農業振興普及課
	消毒ポイントの水の確保									市
	道路使用の調整								警察署	管理
疫学関連農場・施設関係	疫学関連農場・施設の立入調査		家保							家保
相談窓口 （ヒトの健康・家きん・食 品安全、風評被害）	相談窓口の開設		家保 (家畜)	(愛玩鳥、健 康、食品)	(風評被 害)					各部門別
	情報提供									〃
被害農家支援			家保・農振課							農業振興普及課

：必要に応じて協力

3 初動防疫報告票・先遣隊報告票の伝達体系

管内農場から異常通報を受理した家保は、農家台帳情報や電話及び現地立入による聞き取り内容を元に初動防疫報告票等を作成し、できたものから随時、下記の伝達体系により情報を共有する（県機関は大容量ファイル一時受渡しフォルダまたはメールを活用、市へはメール送信）。

管内農場で簡易検査陽性となった場合は、先遣隊を現地に派遣し、農場及び埋却地調査を行い、調査後に先遣隊調査票を作成する。

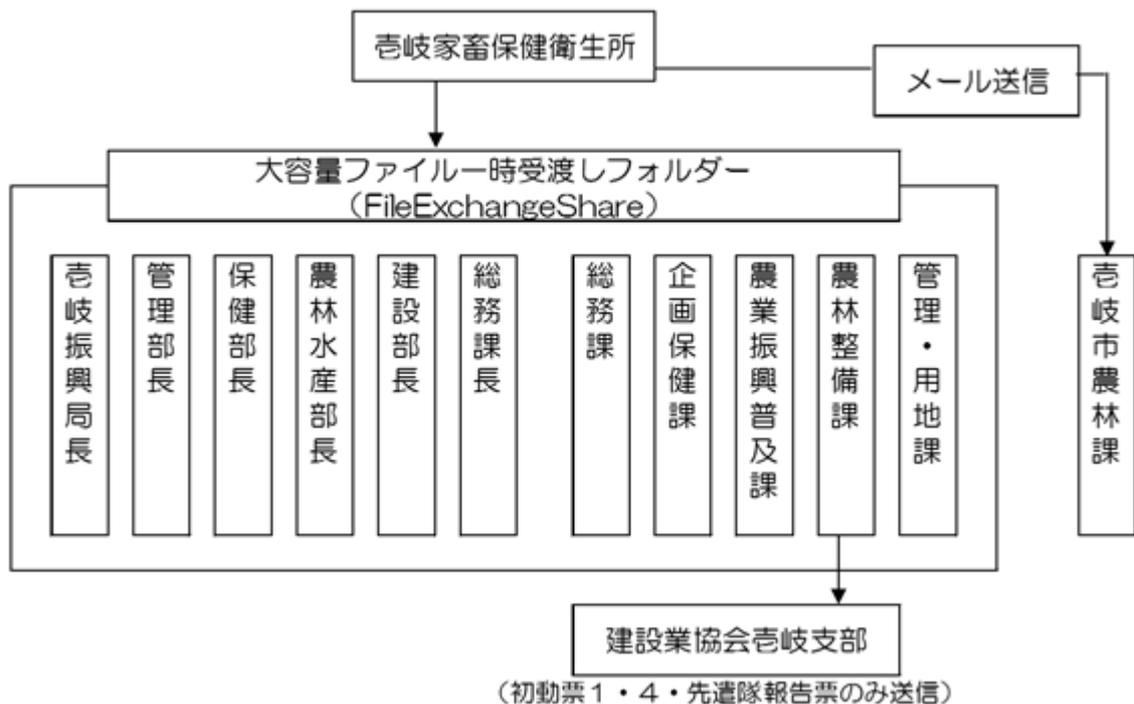
関係機関はこれらの発生地情報を、下記のとおり速やかに伝達・共有する。

県機関の大容量ファイル一時受渡しフォルダによる情報共有は、大容量ファイル一時受渡しフォルダの農林部×畜産課にフォルダ：「年月日鶏初動防疫報告票」（例：20230901 鶏初動防疫報告票）を新規作成し、保存する。

農業振興普及課、総務課、畜産課家畜衛生班にのみ最初の情報をアップロードしたときに電話確認を行う。また、管理・用地課へは初動防疫報告票3（消毒ポイント）を、総務課へは初動防疫報告票6（必要機材・資材）をアップロードしたときにも電話確認を行う。それ以外の情報、またはその他の機関等については、電話確認を行わないので、異常通報受理以降は確認漏れがないよう注意すること。情報の順番は前後する場合がある。

農林整備課は初動防疫報告票1（発生農場の概要）と4（防疫作業必要人員数）及び先遣隊報告票のみを建設業協会支部へメールまたはFAX送信し、電話で受信確認を行う。

吉崎市へは、初動防疫報告票1（発生農場の概要）をメール送信するときのみ、電話確認を行う。以降はメール確認漏れがないよう注意すること。また、電話連絡時に、支援センター施設の使用の可否について確認を依頼するので、確認後、電話



4 初動防疫報告票メール送信文面

市（メール送信）

送信元 吉岐家畜保健衛生所
送信先 吉岐市農林課

メール件名：【取扱注意】鳥インフルエンザ【初動防疫報告票1】発生農場の概要

メール文面

【取扱注意】

- ・農家個人を特定する情報が含まれますので取扱いには厳重にお願いします。
- ・管内の農場から異常畜の通報を受け当該農場の情報を随時送信します。
(順番が前後する場合があります。)

注) 資料ファイル

初動防疫報告票1送信時のみ電話確認を行います。以降は、各自ご確認ください。
なお、市への電話時併せて、支援センター等施設の使用の可否を確認しますので、確認後、電話回答をお願いします。

以降のメール件名

- 【取扱注意】鳥インフルエンザ【初動防疫報告票2-1】制限区域内情報
- 【取扱注意】鳥インフルエンザ【初動防疫報告票2-2】制限区域内情報
- 【取扱注意】鳥インフルエンザ【初動防疫報告票3】消毒ポイント
- 【取扱注意】鳥インフルエンザ【初動防疫報告票4】防疫作業必要人数
- 【取扱注意】鳥インフルエンザ【初動防疫報告票5-1】疫学関連情報
- 【取扱注意】鳥インフルエンザ【初動防疫報告票5-2】疫学関連情報
- 【取扱注意】鳥インフルエンザ【初動防疫報告票6】必要資材計算票
- 【取扱注意】鳥インフルエンザ（先遣隊）調査票

県機関

下記大容量ファイル一時受渡しフォルダにより各資料の伝達を行います。

大容量ファイル一時受渡しフォルダ（¥¥10.1.1.31¥FileExchangeShare）

¥20 - ¥吉岐振興局¥吉岐家保¥にフォルダ：「年月日鶏初動防疫報告票」
(例：20230901 鶏初動防疫報告票)

送信ファイル

初動防疫報告票1 発生農場の概要
発生農場位置図
埋却候補地位置図
支援センター位置図

初動防疫報告票2-1 制限区域情報1・・・農場数と飼養羽数、家畜関連施設
制限区域農場（100羽以上）一覧
制限区域内プロット図

初動防疫報告票2-2 制限区域情報2・・・移動制限区域、搬出制限区域
各制限区域の地図

初動防疫報告票3 消毒ポイント
消毒ポイント設置場所地図
住所、目印、詳細地図

初動防疫報告票4 防疫作業必要人員数

初動防疫報告票5-1 発生農場の疫学関連情報1・・・発生農場の疫学関連情報

初動防疫報告票5-2 発生農場の疫学関連情報2・・・疫学関連農場

初動防疫報告表6 必要資材計算票・・・必要機材・資材数量

先遣隊調査票（農場、埋却地）

5 先遣隊による現地調査

作業内容

異常通報発生農場において、防疫措置に必要な重機の種類及び台数の確認、埋却地の状況確認、通行規制場所の確認、農場拠点設置場所の確認等を行う調査終了後、後方支援センターに戻り、家保へ先遣隊調査票を FAX で報告する。

または、現場でタブレット端末を使用し、作成資料を写真撮影のうえ、画像データとして家保へメール送信する。

○先遣隊の構成員

構成員は下記の通りとする。(はリーダー)

家保(家畜防疫員)	1名
吉岐振興局農林整備課(農業土木職)	1名
吉岐振興局農業振興普及課(畜産担当)	1名
吉岐振興局保健部(吉岐保健所)	1名
吉岐市	1名
建設業協会	1名

○動員要請

- ・ 異常通報後に家保より電話で仮要請(建設業協会へは、農林整備課から仮要請)
- ・ 簡易検査陽性後、家保からメールで動員要請(建設業協会へは、農林整備課から FAX 等で要請)(電話で確認)

集合場所

- ・ 家畜保健衛生所に集合し、農場へは公用車又はタクシーで移動

留意事項

- ・ クリーンゾーンでの作業となるが、防護服と長靴のみ着用する。
- ・ 農場内の調査は、病性鑑定業務ですでに農場内にいる職員が行う。先遣隊は情報を受理するのみ(耐水シートで作成した様式を消毒して受け取る)。

○調査事項

各構成員は連携をとり、事前調査情報（防疫作業場所、発生農場及び周辺の見取図、農場拠点の見取図等）を参考に調査し、先遣隊調査票にとりまとめる。

調査箇所及び確認内容

区域	施設等	確認内容
農場	農場敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内通路幅 ・排水溝 ・防疫資材（特にガスボンベ）の収容場所 ・作業者の動線 ・汚染物品の搬出経路等 ・防疫フェンスの設置内容（必要な場合） ・その他
	農場設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する機械の種類・数量及び操作可能者の人数 ・電源・基盤 ・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・その他
	鶏舎	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏の飼養状況 ・ローダー等機械類の侵入の可否 ・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・電源の場所 ・鶏糞量 ・排水溝 ・その他
	堆肥舎	<ul style="list-style-type: none"> ・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・堆肥の量 ・その他
	飼料タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・数量・容量（残飼の推定量） ・排出弁の状態 ・その他
	水源 （水道栓等）	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 ・水タンク保有数量・容量 ・水圧の確認 ・その他
埋却地	<ul style="list-style-type: none"> ・確保場所の規模（面積） ・埋却溝のレイアウト ・埋却可能数量（処理鶏、飼料、堆肥） ・トラック及び重機の侵入の可否 ・必要な重機の種類・台数 ・照明器具の設置場所・数量 ・その他 【埋却地が農場敷地外にある場合の追加項目】 ・動力噴霧器の設置場所 	

区域	施設等	確認内容
農場周辺	通行遮断ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイントの場所と数 ・ポイントの運営に必要な人員 ・照明器具の設置場所・数量 ・案内掲示板の設置場所の確認 ・その他
	農場拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所と規模（面積） ・設置に必要な資材 ・着脱場所 ・ゾーニングの実施 ・簡易トイレの設置場所 ・照明器具の設置場所・数量 ・農場から離れて位置する場合は、農場そばに仮設ポイントの設置を検討（トイレ休憩時の脱着用等に利用）
	農場拠点から農場までの経路	外灯の設置状況、必要であれば照明器具の設置場所・数量、道案内掲示板の設置の要否

6 情報等伝達体系(現地本部作業・チェック表)

(主担当課)

(関係課)

印は発信者

印は受信者

印は対応者

チェック欄	想定時刻	番号	主管部署	内容	作業	家保	農振	総務	管理部	保健部	農林水産部	建設部	農林整備	農本部	香崎市	その他	各部長	管理部長	総務課長	局長	備考
	9:00	1	家保	異常通報の連絡 (休日対応の場合)	家保から局長、各部課長、の連絡先(携帯メールアドレス)へ一斉メール											局全職員					
		2	家保	異常通報の連絡 (一斉メール)	家保から県関係機関等へ一斉メール送信、 電話確認 (家保) 電話確認 (農業振興普及課) FAX及び電話確認 (農林整備課) 電話確認 (総務課) 電話確認 (企画保健課) 電話確認 (管理・用地課)											局全職員 建協					
	~12:30	3	家保	初動防疫報告票の作成	初動防疫報告票1~6の作成																
		4	農振	動員要請	時間別動員可能者リストの送信 時間別動員可能者リストの送信 " の受信											農協、共済					
		5	家保	発生地(農場等)の概要	初動防疫報告票1(発生農場の概要)をメール 電話確認(家保)																(市)農林担当課 危機管理担当課へ
		6	家保	制限区域の情報	初動防疫報告票2(制限区域の情報) 電話確認(家保)																(市)農林担当課 危機管理担当課へ
		7	家保	消毒ポイント	初動防疫報告票3(消毒ポイント) 電話確認(家保)																(市)農林担当課 危機管理担当課へ
		8	家保	防疫作業必要人員数	初動防疫報告票4(防疫作業従事者必要人員数) 電話確認(家保)																(市)農林担当課 危機管理担当課へ
		9	家保	疫学関連情報	初動防疫報告票5(発生農場の疫学関連情報) 電話確認(家保)																(市)農林担当課 危機管理担当課へ
		10	家保	必要機材・資材数量	初動防疫報告票6(必要機材・資材数量) 電話確認(家保)																(市)農林担当課 危機管理担当課へ
	12:30	11	家保	簡易検査陽性 情報の発信	家保から県関係機関等へメール送信、 電話確認 (家保) FAX及び電話確認(農業振興普及課) " (農林整備課) 電話確認 (総務課) FAX及び電話確認(企画保健課) " (管理・用地課)											農協、共済 建協 医師会・消防・病院 警察					

印は発信者

印は受信者

印は対応者

チェック欄	想定時刻	番号	主管部署	内容	作業	家保	農振	総務	管理部	保健部	農林水産部	建設部	農林整備	県本部	吉崎市	その他	各部長	管理部長	総務課長	局長	備考	
		27	総務	不足資材の調達	県本部から資材集計表(備蓄数量記入後)を受信 調達(総務課) 調達(薬品類)											リース業者 薬品会社等						
	16:00	28	先遣隊	鳥インフルエンザ先遣隊 調査報告	先遣隊は農場及び埋却地の調査結果を報告 家保は、調査結果を報告											先遣隊						
	16:00	29	農振	動員"追加"要請	先遣隊情報に基づき、必要であれば、動員 追加を行う																	
	16:00	30	家保	通行制限・遮断の報告	遮断地点を管轄警察へFAXで報告											警察署						
		31	管用課	消毒ポイントの占用 許可等申請	家保:道路占用許可等の資料の作成、提出 管理・用地課:申請書の確認(県) 県以外の施設管理者へFAX											施設管理者						
	17:00	32	農林整備	重機の確保	重機の確保確認及び現地到着時間確認。 確認後は報告											建設業協会						
	18:00	33	農振	動員者のとりまとめ [第1クール分] 名簿送信	県機関及び市から動員表ファイルを受信 動員者名簿を作成し、メール又はFAXで報告 当日防疫作業従事者名簿 消毒ポイント作業動員表 農場周辺交通遮断作業動員表 後方支援センターSP動員表 農場拠点SP動員表											後方支援センター 後方支援センター 後方支援センター						
		34	管用課	消毒P責任者決定	各消毒ポイントの責任者を決定																	
		35	農振	動員者のとりまとめ [第2,3クール分] 名簿送信	県及び市から動員表ファイルを受信 動員者名簿を作成し、メールあるいはFAX 当日防疫作業従事者名簿 消毒ポイント作業動員表 農場周辺交通遮断作業動員表 後方支援センターSP動員表 農場拠点SP動員表											後方支援センター 後方支援センター 後方支援センター						
		36	管用課	消毒P責任者決定	各消毒ポイントの責任者を決定																	
	19:00	37	家保	農場周辺住民説明会 の開催	発生農場周辺住民に対する説明会の開催																	
	20:30	38		後方支援センター設営	完了を電話等で報告											後方支援センター						
	21:00	39		農場拠点設営	"											農場拠点						
	22:00	40		消毒ポイント設営	"											各消毒ポイント						

会議

1 緊急部課長会議

発生時に迅速に対応できるよう、簡易検査陽性確認を受けて局幹部職員間で情報の共有を図る。

開催時期

沓岐地域内で簡易検査陽性を確認した場合

陽性確認後直ちに開催（家保所長と総務課長で調整）

以降は、必要に応じ臨時開催

沓岐地域以外（県内）で簡易検査陽性を確認した場合

陽性確認後に開催（家保所長と総務課長で調整）

開催場所

沓岐振興局本庁舎

招集範囲

局長、管理部長、保健部長、保健部副部長兼企画保健課長、農林水産部長、農林水産副部長、建設部長、総務課長、農業振興普及課長、農林整備課長、管理・用地課長

建設部長、農林整備課長、管理・用地課長は、沓岐地域以外での発生時は出席の必要はありません。

開催通知

総務課から参集範囲の各個人へメールで案内する。

【件名】鳥インフルエンザ簡易検査陽性確認に係る緊急部課長等会議
の開催について

【文面例】

局長、各部長・副部長、各部主管課長 様

鳥インフルエンザの簡易検査陽性確認を受け、情報を共有するため、下記により緊急部課長会議を開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。出席できない場合は代理の出席をお願いします。

記

開催日時 本日午前（後） 時～

場所 室

2 長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議

簡易検査陽性確認後、知事を本部長とする総合対策本部会議を開催し、事例の概要と今後の対応等について情報の共有を図る。

県総合対策本部の構成員

【構成員】

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	統括監
	危機管理監
	企画部長
	総務部長
	地域振興部長
	文化観光国際部長
	県民生活環境部長
	福祉保健部長
	こども政策局長
	産業労働部長
	水産部長
	農林部長
	土木部長
	交通局長
	教育長
	各振興局長
	警察本部生活安全部長
	九州農政局長崎県拠点地方参事官

壱岐振興局の出席者

局長、管理部長、保健部長、保健部副部長兼企画保健課長、
農林水産部長、農林水産部副部長、建設部長、総務課長、農業振興普及課長

TV 会議での出席

会議資料は本庁（食品安全・消費生活課）からメール送信されるので、総務課
で必要部数準備して配布する。

3 沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部及び警戒連絡会議

目的

発生状況の情報を共有するとともに、以降の各種対策等について確認を行う。

○開催時期

県本部会議を受けて開催

○開催場所

沓岐振興局本庁舎

招集範囲

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部設置要綱第3条（別表）

沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議設置要領第3条（別記1）

（担当者の代理出席可）

【構成員】	
本部長	沓岐振興局長
副本部長	沓岐市長
構成員	沓岐振興局管理部長、同保健部長、同農林水産部長、同建設部長、沓岐家畜保健衛生所長 沓岐市農林水産部長、沓岐市家畜診療所長 沓岐警察署長 沓岐市消防長 沓岐市農業協同組合長 長崎県農業共済組合沓岐支所長 長崎県建設業協会沓岐支所長 長崎県トラック協会沓岐支部長 芦辺合同海運株式会社代表取締役、沓岐海運株式会社代表取締役、沓岐海陸運送株式会社代表取締役、九州郵船株式会社代表取締役、沓岐交通株式会社代表取締役、沓岐・対馬フェリー株式会社代表取締役、オリエンタルブリッジ株式会社代表取締役、一般社団法人沓岐市観光連盟会長

開催通知

総務課から県機関あてはメール、その他はFAXにて通知する。

○会議開催文面例（振興局内部あて）

- 局管理部総務課メール -

件名：【会議連絡】

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議の開催
沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議の開催

宛先：振興局幹部職員（局長、管理部長、保健部長、農林水産部長、農林水産部副部長、建設部長）の個人及び主管課所属アドレス

本文：本メールは、幹部職員及び各部主管課アドレスあてに送信しています。

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議
管内で鳥インフルエンザの簡易検査陽性事例が発生しました。
つきましては、下記のとおり沓岐地区鳥インフルエンザ総合対策本部会議を開催しますので出席をお願いします。

沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議
県内（又は 県）で鳥インフルエンザの簡易検査陽性が確認され、本病が確定した場合、県内に制限区域が設定される予定になっています。（又は 県で鳥インフルエンザの簡易検査陽性事例が確認されました。）
つきましては、下記のとおり沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議を開催しますので出席をお願いします。

記

日時 本日 / () :
場所 沓岐振興局 会議室

留意事項

本メール発信後、総務課からあらためて電話連絡します。

送信元：沓岐振興局総務課

○会議開催文面例（市あて）

件名：【会議連絡】

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議の開催
沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議の開催

宛先：沓岐市農林課所属及び担当者アドレス

本文：

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議
管内で鳥インフルエンザの簡易検査陽性事例が発生しました。
つきましては、下記のとおり沓岐地区鳥インフルエンザ総合対策本部会議を開催しますので出席をお願いします。

沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議
県内（又は 県）で鳥インフルエンザの簡易検査陽性が確認され、本病が確定した場合、県内に制限区域が設定される予定になっています。（又は 県で鳥インフルエンザの簡易検査陽性事例が確認されました。）
つきましては、下記のとおり沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議を開催しますので出席をお願いします。

記

日時 本日 / () :
場所 沓岐振興局 会議室

留意事項

- 1 本メール発信後、総務課からあらためて電話連絡します。
- 2 市の出席者は次の範囲とします。
三役（市長又は副市長）
農林部門の代表職員
保健部門の代表職員
危機管理部門の代表職員
出席者の役職等は指定なし。市の判断にお任せします。
- 3 本件連絡を受けた農林課は市庁舎内の出席者を調整し、一括して報告してください。

送信元：沓岐振興局総務課

メール添付ファイル

第 号
年 月 日

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部構成員各位

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部長
(長崎県沓岐振興局長)

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議の開催について

管内で鳥インフルエンザ簡易検査陽性が確認されたことを受け、標記会議を下記のとおり開催しますので、出席いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日時 年 月 日() : ~
- 2 場所 沓岐振興局 会議室(沓岐市郷ノ浦町)
- 3 参集機関 別表のとおり
- 4 議題
 - (1) これまでの経過と防疫対応について
 - (2) 現地総合対策本部の設置について
 - (3) 今後の防疫対策について
 - (4) その他

別紙により、年 月 日 時までに出席者をご報告ください。
(下記 沓岐振興局農総務課あてメール またはFAX)
また、協議したい事項等があれば併せて報告願います。

〒811-5133 沓岐市郷ノ浦町本村触 570
長崎県沓岐振興局管理部 総務課
担当： 、
直通 0920-47-4396
FAX 0920-47-4809
担当メール xxxx@pref.nagasaki.lg.jp
所属メール s13010@pref.nagasaki.lg.jp

メール添付ファイル

第 号
年 月 日

沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議構成員各位

沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議本部長
(長崎県沓岐振興局長)

沓岐地区鳥インフルエンザ警戒連絡会議の開催について

本日、県内 市(又は 県)で鳥インフルエンザ簡易検査陽性が確認されたことを受け、発生状況及びこれまでの対応等について情報を共有するとともに、今後の対策について協議を行うことを目的に標記会議を下記のとおり開催しますので、出席をお願いいたします。

記

- 1 日時 年 月 日() : ~
- 2 場所 沓岐振興局 会議室(沓岐市郷ノ浦町)
- 3 参集機関 別記のとおり
- 4 議題
 - (1) 鳥インフルエンザの簡易検査陽性事例の概要について
 - (2) 今後の対応について
 - (3) その他

別紙により、年 月 日 時までに出席者をご報告下さい。
(下記 沓岐振興局総務課あてメール またはFAX)
また、協議したい事項等があれば併せて報告願います。

〒811-5133 沓岐市郷ノ浦町本村触 570
長崎県沓岐振興局管理部 総務課
担当： 、
直通 0920-47-4396
FAX 0920-47-4809
担当メール xxxx@pref.nagasaki.lg.jp
所属メール s13010@pref.nagasaki.lg.jp

メール添付ファイル

(別紙)

報告期限：〇〇年〇月〇日(〇)〇〇時

杵岐振興局 総務課 行
FAX：0920-47-4809
メールアドレス：s13010@pref.nagasaki.lg.jp

杵岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議 (警戒連絡会議)の出欠報告

報告者：機関名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

1 いずれかに〇をつけてください。

出席 欠席

2 出席の場合は、出席者について以下に記載してください。

役職名	氏名

(1) 沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部 関係連絡先一覧

No.	機関名	担当所属	FAX	メール	送信 チェック	TEL	受信確認時刻	受信確認 担当者名	備考
1	沓岐市長		0920-48-1553	iki-soumu@city.iki.lg.jp		0920-44-6112	時 分		沓岐市農林水産部から連絡
2	沓岐市農林水産部	農林課	0920-44-6020			0920-44-6112	時 分		
3	沓岐市家畜診療所		0920-45-4084			0920-45-4083	時 分		
4	沓岐警察署	警備課	0920-47-0110			0920-47-0110	時 分		
5	沓岐市消防長		0920-45-0992	iki119@city.iki.lg.jp		0920-45-3037	時 分		
6	沓岐市農業協同組合	畜産部	0920-47-1283			0920-47-1331	時 分		JA沓岐市畜産部長から連絡
7	長崎県獣医師会沓岐支部		0920-45-4084			0920-45-4083	時 分		
8	長崎県建設業協会沓岐支部		0920-47-3865	kenkyou-ikishibu@athena.ocn.ne.jp		0920-47-0405	時 分		
9	長崎県トラック協会沓岐支部					0920-45-1815	時 分		
10	長崎県農業共済組合沓岐支所	事業第二課	0920-47-5214			0920-47-1317	時 分		
11	芦辺合同海運株式会社		0920-45-3012			0920-45-3011	時 分		
12	沓岐海陸運送株式会社	統括部	0920-44-5312			0920-44-5015	時 分		
13	沓岐交通株式会社		0920-47-5590			0920-47-1255	時 分		
14	沓岐・対馬フェリー株式会社	統括部	0920-45-1948			0920-45-3422	時 分		
15	沓岐市観光連盟会		0920-47-5302			0920-47-3700	時 分		
16	オリエンタルエアブリッジ株式会社		0920-44-6192			0920-44-6177	時 分		
17	九州郵船株式会社		0920-47-0891			0920-47-0003	時 分		
18	沓岐振興局長	管理部総務課	0920-47-4809	s13010@pref.nagasaki.lg.jp		0920-47-4396	時 分		
19	沓岐振興局管理部	総務課	0920-47-4809	s13010@pref.nagasaki.lg.jp		0920-47-4396	時 分		
20	沓岐振興局保健部	企画保健課	0920-47-6357	s13410@pref.nagasaki.lg.jp		0920-47-0260	時 分		
21	沓岐振興局農林水産部	農業振興普及課	0920-45-3045	s13280@pref.nagasaki.lg.jp		0920-45-3038	時 分		
22	沓岐振興局建設部	管理・用地課	0920-47-5791	s13100@pref.nagasaki.lg.jp		0920-47-1127	時 分		
23	沓岐家畜保健衛生所	衛生課	0920-45-3386	s13230@pref.nagasaki.lg.jp		0920-45-3031	時 分		

4 𠄎岐地区鳥インフルエンザ防疫対策会議(単独開催時に限る)

目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが県内で発生した場合、または発生のリスクが高い状況になった場合に、家きん飼養関係者等に対し情報の共有や防疫対策の周知等を行う。

参集範囲

𠄎岐市家畜自衛防疫協議会、𠄎岐市農業協同組合、長崎県獣医師会𠄎岐支部、𠄎岐市、𠄎岐家畜診療所、長崎県農業共済組合𠄎岐支所、長崎県建設業協会𠄎岐支部、𠄎岐振興局管理部、同保健部、同農林水産部

開催通知

事務局(𠄎岐家畜保健衛生所)から県機関はメール、その他は FAX にて通知する。

状況により、𠄎岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議(警戒連絡会議)と合同開催とする場合がある。

合同開催の場合、現地総合対策本部会議(または警戒連絡会議)と構成が重複している所属については、局総務課から開催通知をする。

壱岐地区鳥インフルエンザ防疫対策会議開催要領

(目的)

第1条 本会議は、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ(以下、「鳥インフルエンザ」という。)の発生及び防疫対策に関する情報を関係団体等と共有するとともに、今後の対応等についての協議を行うために開催する。

(所掌事務)

第2条 防疫対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 鳥インフルエンザの発生情報に関すること
- (2) 防疫対策に関すること
- (3) その他、鳥インフルエンザ対策に必要な調整に関すること

(会議)

第3条 防疫対策会議は、壱岐家畜保健衛生所長が招集し、主宰する。

- 2 参集範囲は別表に掲げる団体等とし、議長は壱岐家畜保健衛生所長が務めるものとする。
- 3 会議は、必要に応じ前項の構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(開催時期)

第4条 対策会議の開催時期は次のとおりとする。

- (1) 国内で家きんに鳥インフルエンザが発生した場合
- (2) 国内で野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認され、かつ特に注意喚起する必要がある場合
- (3) その他、壱岐家畜保健衛生所長が必要と認める場合

(事務局)

第5条 会議の事務局は、壱岐家畜保健衛生所に置く。

附則

この要領は、平成28年11月21日から施行する。

別表（第3条関係）

吉崎市家畜自衛防疫協議会
吉崎市農業協同組合
公益社団法人長崎県獣医師会吉岐支部
吉崎市
吉岐家畜診療所
長崎県北部農業共済組合吉岐支所
長崎県建設業協会吉岐支部
吉岐振興局管理部
吉岐振興局保健部
吉岐振興局農林水産部

○防疫対策会議開催文面例

- 壱岐家保メール（県機関・市）、FAX（その他団体） -

件名：【会議連絡】壱岐地区鳥インフルエンザ防疫対策会議の開催

宛先：（所属メール）
市農林課・家畜診療所、総務課、企画保健課、農業振興普及課
（FAX）
農協、共済組合、獣医師会支部、建設業協会支部

本文： 県 市（町）の農場で鳥インフルエンザが発生したことを
受け、下記のとおり壱岐地区鳥インフルエンザ防疫対策会議を開
催しますので、担当者の出席をお願いします。

記

< 壱岐地区鳥インフルエンザ防疫対策会議 >
日時 本日 / () :
場所 壱岐振興局 会議室
詳細は別添文書をご覧ください。

留意事項
本メール発信後、あらためて電話連絡します。
出席者について、概ね 1 時間以内にご報告願います。

送信元：壱岐家畜保健衛生所 <s13230@pref.nagasaki.lg.jp>

メール添付ファイル

壱岐振家保第 号
年 月 日

関係各位

長崎県壱岐家畜保健衛生所長

壱岐地区鳥インフルエンザ防疫対策会議の開催について

今般、 県 市（町）の農場で鳥インフルエンザ簡易検査陽性が確認されたことを
受け、発生の概要とこれまでの防疫対応及び今後の対応について、管内の関係者で情報を
共有することを目的として下記により防疫対策会議を開催しますので、担当職員のご出席
をお願いします。

なお、別紙「出席者報告表」により、出席者のご報告を併せてお願いします。

記

1 日時 年 月 日 () : ~ :

2 場所 壱岐振興局 会議室

3 参集範囲 壱岐市家畜自衛防疫協議会、壱岐市農業協同組合、長崎県獣医師会壱
岐支部、壱岐市、壱岐市家畜診療所、長崎県農業共済組合壱岐支所、
長崎県建設業協会壱岐支部、壱岐振興局

4 議事
(1) 発生の概要について
(2) これまでの防疫対応について
(3) 今後の防疫対策について
(4) その他

〒811-5734 壱岐市芦辺町国分本村触 1385-1
長崎県壱岐家畜保健衛生所 担当： 、
直通 0920-45-3031
FAX 0920-45-3386
担当メール xxxx@pref.nagasaki.lg.jp
所属メール s13230@pref.nagasaki.lg.jp

初動対応

1 防疫作業者の動員

(1) 鳥インフルエンザ発生時の振興局内体制および動員体制

沓岐地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部

現地総合対策本部 本部長：沓岐振興局長

本部員：沓岐振興局管理部長、保健部長、農林水産部長、
農林水産部副部長、建設部長

防疫対策本部 本部長：農林水産部長

防疫責任者：沓岐家畜保健衛生所長（本部員：衛生課員）

総合調整班：管理部総務課（班長：総務課長、副班長：総務係長）

資材調達班：管理部総務課（班長：経理係長）

資材管理・輸送班：管理部総務課（総務係運転手）

防疫連絡班（動員関係）：農業振興普及課（班長：農業振興普及課長）

移動規制班（道路占有・使用許可、消毒ポイント）：建設部（班長：管理・用地課長）

埋却地班（重機の手配等）：農林整備課

健康危機管理対策本部 本部長：沓岐保健所長

食品安全・安心対策本部 本部長：沓岐振興局管理部長

現地総合対策本部における各作業班の連絡要員必要最低人員は別表のとおり。

会計年度任用職員および空港管理事務所（正規4名）には殺処分作業等の防疫作業への動員は行わない。

全振興局員から総合対策本部長・本部員、本部連絡員（家保、保健部除く）、家保衛生課、保健部、運転手、空港、任用職員及び予備人員を除いた職員数を防疫作業動員可能者数とする。

(別表)

現地総合対策本部における各作業班の連絡要員(必要最低人員、本部員と兼務可)

部署	主な業務内容	人員
農林水産部 衛生課	・ 緊急立入・簡易検査・現場防疫対応 ・ 情報発信、連絡調整、初動防疫準備 ・ 先遣隊調査、後方支援センター、農場拠点設営現場対応	3
農林水産部 農業振興普及課	・ 動員者確保・取りまとめ(全体)、情報受理・発信 ・ 検体搬送(印通寺港～唐津港)	3
農林水産部 農林整備課	・ 先遣隊調査、建設業協会との連絡調整(重機確保)	1
管理部	・ 連絡調整、対策本部会議対応 ・ 防疫作業者移動手段確保、不足資材調達	3
保健部	・ 先遣隊調査、健康調査・防護服着脱サポート準備	1
建設部	・ 消毒ポイント等の道路・港湾の占有・使用許可手続き	1

計 12

計(衛生課、保健部除く) 8

2 各作業の人員設定

(1) 発生農場作業（評価人、農場作業）

ア 人数設定の考え方

(ア) 評価人

区分	人数	備考
家保職員（家畜防疫員）	1名	
市職員（畜産担当）	1名	
畜産関係団体職員	1名	

(イ) 農場作業

○殺処分班

区分	人数	備考																																			
班長（家畜防疫員）	1名	20名/班の2班に1名配置																																			
一般	20名 (8千羽規模) 又は 10名 (2百羽規模)	<内訳> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">8千羽規模</th> <th style="text-align: center;">2百羽規模</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕鳥係</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">4名</td> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle; padding-left: 10px;">} 10名</td> </tr> <tr> <td>運搬係</td> <td style="text-align: center;">6名</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td>炭酸ガス注入係</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>袋詰め係</td> <td style="text-align: center;">4名</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td>（結紮</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>（消毒</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">(1名))</td> </tr> <tr> <td>（搬出</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>ルコパ ッ詰め係</td> <td style="text-align: center;">3名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>搬出補助係</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20名</td> <td style="text-align: center;">(1名)</td> </tr> </tbody> </table>		8千羽規模	2百羽規模		捕鳥係	5名	4名	} 10名	運搬係	6名	2名	炭酸ガス注入係	1名	1名	袋詰め係	4名	2名	（結紮	1名	1名	（消毒	1名	(1名))	（搬出	2名	1名	ルコパ ッ詰め係	3名	1名	搬出補助係	1名	-		20名	(1名)
	8千羽規模	2百羽規模																																			
捕鳥係	5名	4名	} 10名																																		
運搬係	6名	2名																																			
炭酸ガス注入係	1名	1名																																			
袋詰め係	4名	2名																																			
（結紮	1名	1名																																			
（消毒	1名	(1名))																																			
（搬出	2名	1名																																			
ルコパ ッ詰め係	3名	1名																																			
搬出補助係	1名	-																																			
	20名	(1名)																																			
業者	3名	搬出積込係 3名 （重機 OP 1名） （玉掛 1名） （トラック運転手 1名）																																			

2百羽規模は焼却処分であり、別途、農場から焼却地まで搬出トラックへの同行（家畜防疫員）が1名必要。

2百羽規模の搬出積込は殺処分班の一般が実施する。

○農場清掃・消毒班

区分	人数	備考
班長（家畜防疫員）	1名	
一般	10名	鶏舎内・周辺の清掃（除糞、残り餌等の除去、搬出） 消毒（動力噴霧器、石灰散布）

8千羽規模のみ想定。2百羽規模は殺処分班が農場清掃・消毒まで実施する。

○通行規制班

区分	人数	備考
一般	2名	発生農場に至る通路の遮断

○農場出入車両・人消毒班

区分	人数	備考
一般	2名	農場から出る車両・作業員の消毒

イ 作業時間

農場作業に従事する班長と業者以外の一般は、4時間作業（実作業時間 4時間）で適宜休憩時間を設ける。

作業時間には、作業前の着替え等に要する時間は含まれません。

(2) 埋却地作業

ア 人数設定の考え方

○埋却地班

役割	区分	人数	備考
衛生班長	家保（家畜防疫員）	1名	埋却地拠点責任者兼務
車両消毒係	一般	2名	
土木班長	農林整備課	1名	
埋却係	業者	8名	現場管理 1名 掘削 (バックホップ OP1 名/1台 × 3 キャリアダンプ OP1 名/1台 × 3 玉掛け技能士 1名)
埋却補助・消毒係	一般	6名	
	業者	5名	

イ 作業時間

車両消毒係及び埋却補助・消毒係の一般は4時間作業とする。

衛生班長、土木班長及び業者は、8時間の作業とし、適宜、衛生班長の指示で休憩をとる。

作業時間には、作業前の着替え等に要する時間は含まれません。

(3) サポート作業（後方支援センター、農場拠点）

ア 後方支援センターサポート班

(ア) 後方支援センターの人数設定の考え方

区分	人数	県	市
後方支援センター班長	1名(固定)	1	
受付係	防疫作業従事者40名に対し2名		変動
誘導係	防疫作業従事者40名に対し2名		変動
資材係	防疫作業従事者40名に対し2名		変動
連絡係	2名(固定)		2
資材運搬係	2名(固定)		2
健康管理係	防疫作業従事者40名に対し16名	変動	

(イ) 後方支援センターの必要人員数（健康管理係を除く）

発生規模	区分	内訳						計	総人数
		班長	受付	誘導	資材	連絡	資材運搬		
8千羽	県	1						1	11
	市		2	2	2	2	2	10	
2百羽	県	1						1	2
	市				1			1	

(ウ) 作業時間

原則、8時間の作業とし、適宜、後方支援センターサポート責任者の指示で休憩をとる。

イ 農場拠点サポート班

(ア) 農場拠点サポート班の人数設定の考え方

区分	人数	県	市
農場拠点班長	1名(固定)	1	
資材係	防疫作業従事者40名に対し3名		変動
消毒係	2名(固定)		2

(イ) 農場拠点の必要人員数（責任者を除く）

発生規模	区分	内訳			計	総人数
		班長	資材	消毒		
8千羽	県	1			1	6
	市		3	2	5	
2百羽	県	1	1	1	3	5
	市		1	1	2	

(ウ) 作業時間

原則、8時間の作業とし、適宜、農場拠点責任者の指示で休憩をとる。

(4) 消毒ポイント班

ア 1 ポイント当たりの人数設定の考え方 (動力噴霧器及びマットによる消毒)

(ア) 8千羽規模発生時

区分	県	市	農協・共済	備考
管理者			1	運転者への説明、資材等の調達
記録係			(管理者兼務)	通行車両の記録、証明書の発行
車両案内員・ 消毒作業員			2	車両案内、消毒内容の説明、 車両消毒、消毒液の補充等

(イ) 2百羽規模発生時

区分	県	市	農協・共済	備考
管理者	1			運転者への説明、資材等の調達
記録係	(管理者兼務)			通行車両の記録、証明書の発行
車両案内員・ 消毒作業員		1	1	車両案内、消毒内容の説明、 車両消毒、消毒液の補充等

イ 作業時間

原則、8時間作業とし、適宜、状況を見て管理者の指示で休憩をとる。

(5) 作業管理者と情報連絡員

ア 人数設定の考え方

(ア) 作業責任者

区分	8千羽規模人数	2百羽規模人数
後方支援センター責任者	1名(家保)	1名(家保)
農場拠点責任者	1名(家保)	1名(家保)
農場全体責任者	1名(農業振興普及課)	1名(家保)
農場防疫責任者	1名(家保)	

(イ)

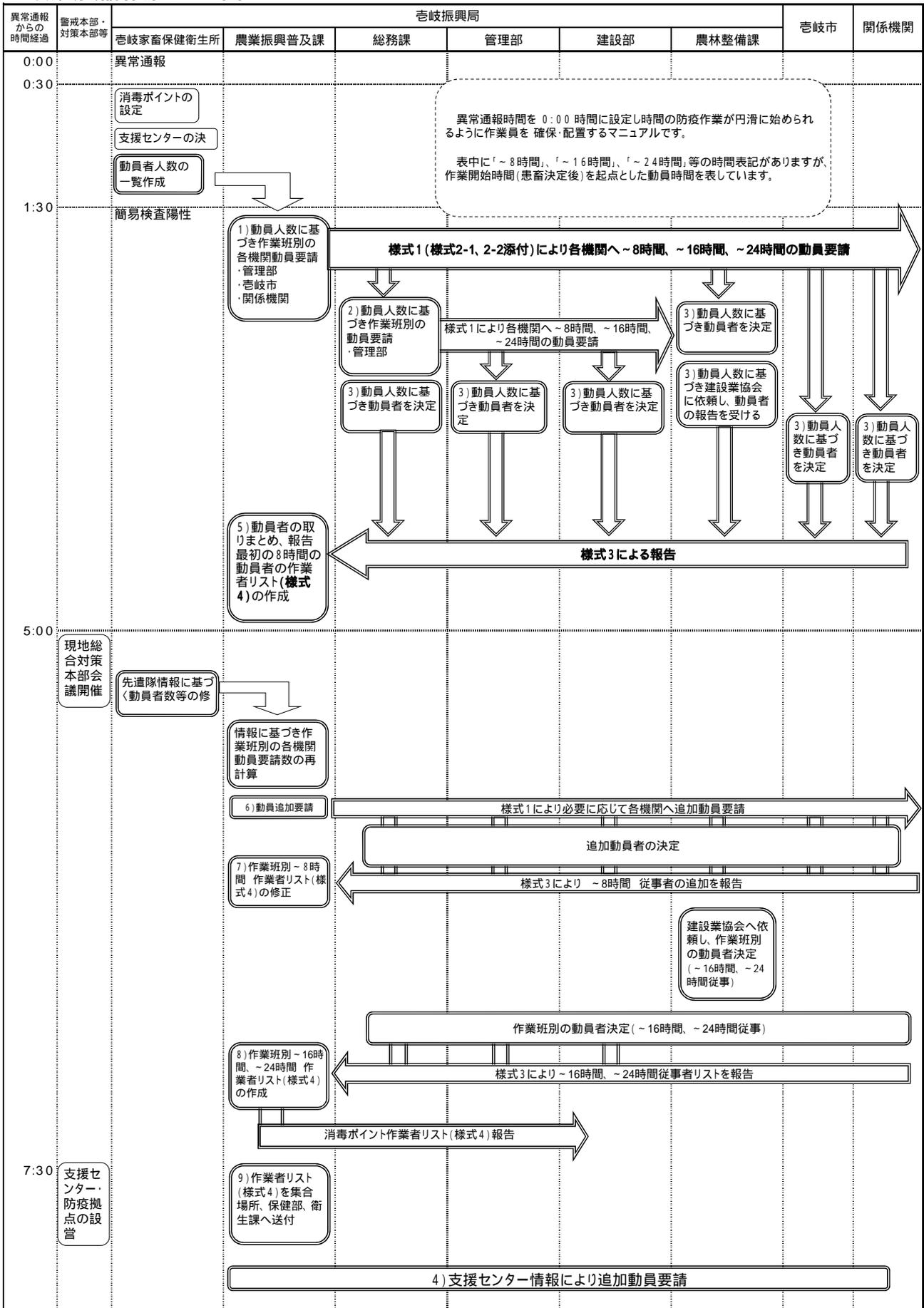
情報連絡員

区分	人数	備考
後方支援センター(農業振興普及課)	1名	後方支援センターサポート班長が兼務
農場拠点(農場振興普及課)	1名	農場拠点サポート班長が兼務
農場(農振課または家保)	1名	農場全体責任者が兼務

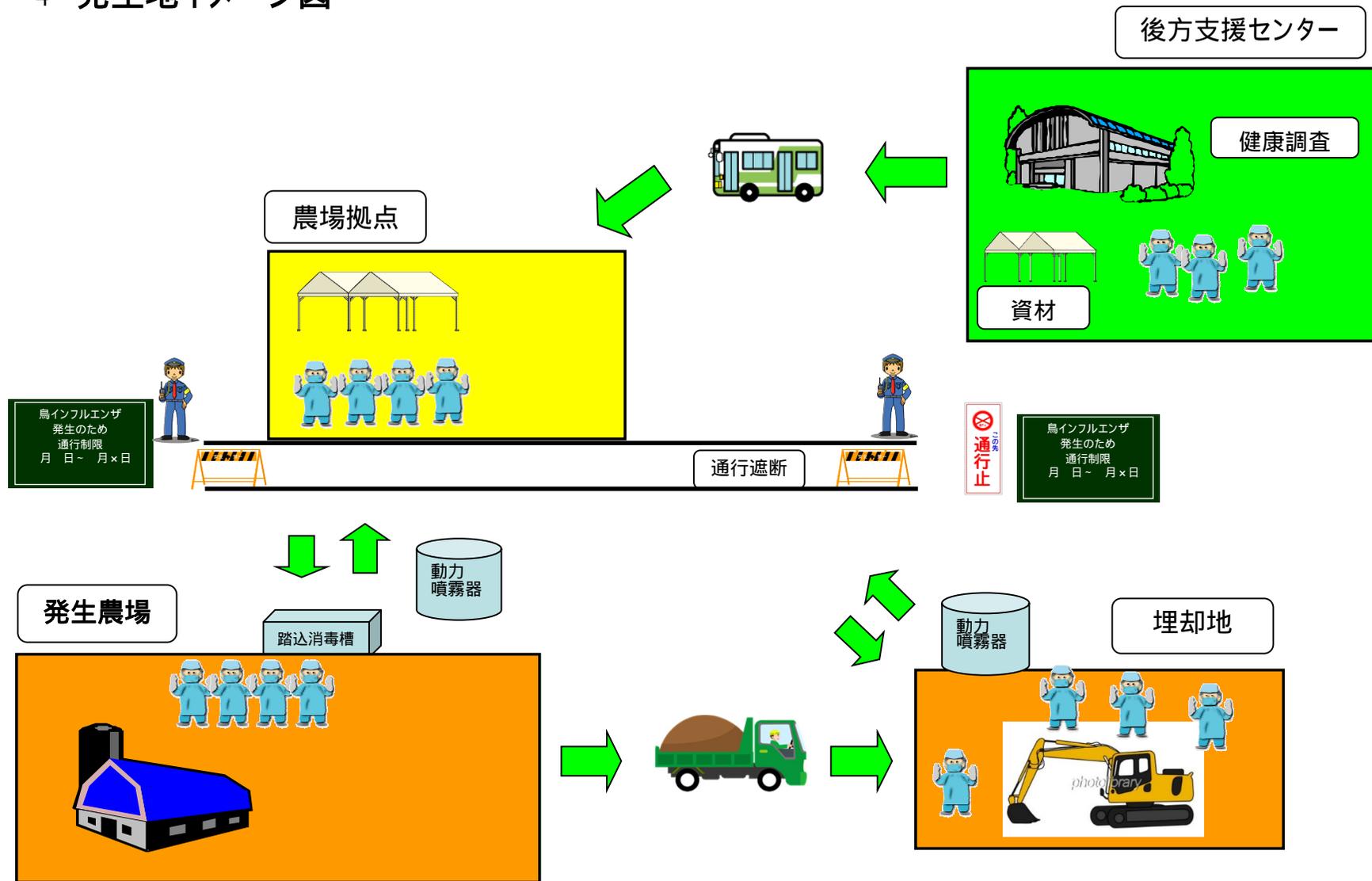
イ 作業時間

原則、8時間作業とする。

3 動員要請作業フロー図



4 発生地イメージ図



5 後方支援センター

(1) 8千羽規模発生時

吉岐島開発総合センター

所在地 〒811-5316 吉岐市芦辺町諸吉大石舳179番地2

連絡先 TEL/FAX 0920-45-3693

駐車場 有り

交通アクセス 車 吉岐振興局から20分

バス 松崎新田バス停下車徒歩3分



(2)2百羽規模発生時

吉岐振興局

所在地 〒811-5133 吉岐市郷ノ浦町本村触570
連絡先 TEL(代) 0920-47-1111
駐車場 有り

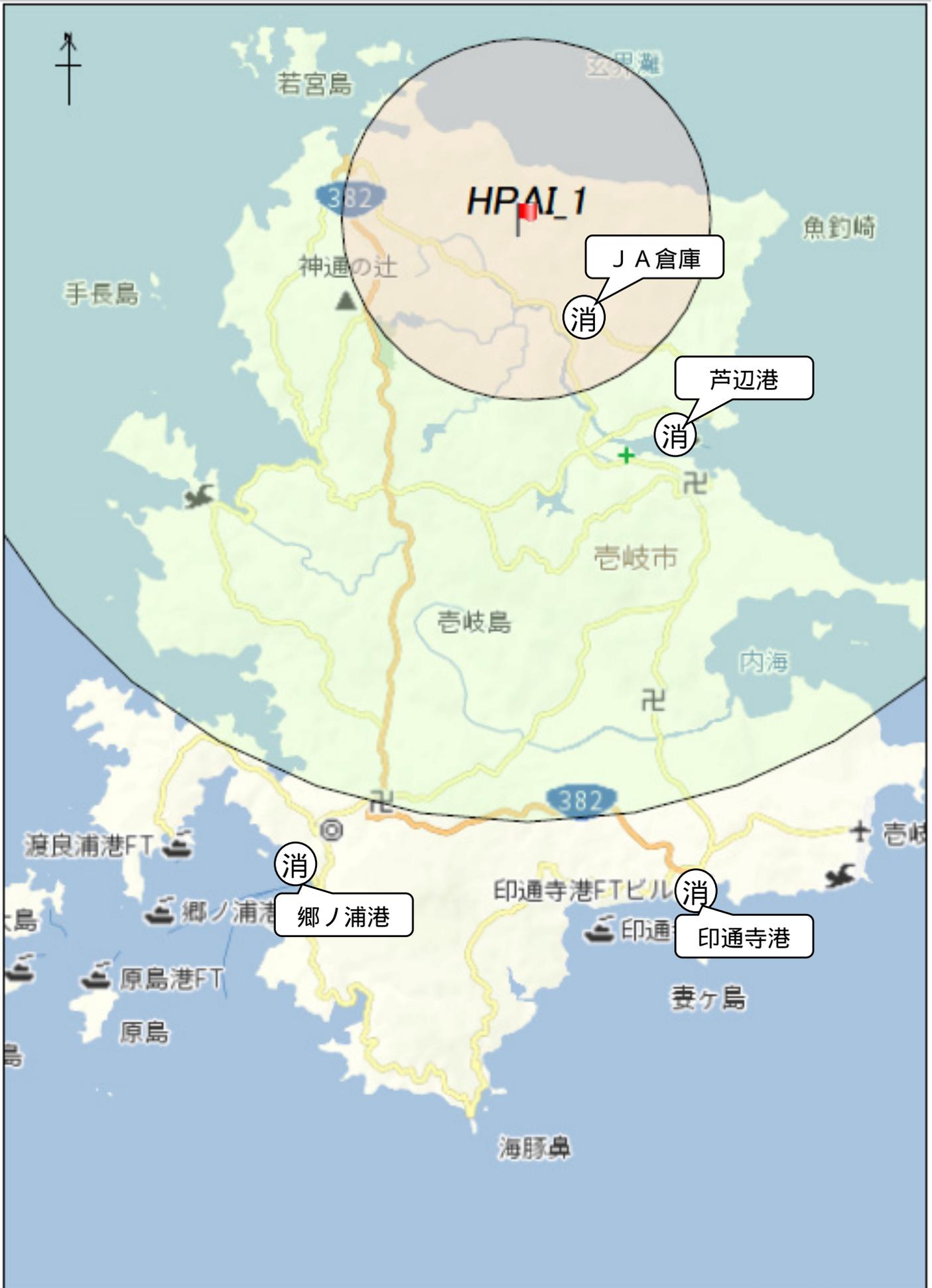


6 消毒ポイント候補地

消毒ポイント一覧(R2.1.31現在)

局	局No.	道路名称	設置場所	施設名称	見取図等の整備	所有者or管理者	トイレ	水源	給水的手段	備考	適正	調査状況
		国道 号	市 町 番地 (J A 横など説明を記載)		1:整備 している 2:整備 中 3:整備 してい ない		:利用 可能な ものが ある x:準備 が必要	1:水道 2:給水が 必要	給水的手段	(例) 大型車(10t超)が入るスペースがある。 方面からの車両のみ対応可能。 などの特記すべき事項を記載願います。	1:使用可 2:使用に 向けて改 善中 3:使用不 可(不適)	1:消毒ポ イントと して活用 できるこ とを調 査済み 2:未調査
1	鸕岐 郷ノ浦1	港	郷ノ浦町郷ノ浦281付近	郷ノ浦港	1	県		1			1	1
8	鸕岐 郷ノ浦8	市道	郷ノ浦町庄触875付近	武生水地区集合指導所	1	市	x	1			1	1
26	鸕岐 石田6	港	石田町印通寺浦176付近	印通寺港	1	市		1			1	1
37	鸕岐 芦辺9	港	芦辺町箱崎中山触2604-65付近	芦辺港	1	市		1			1	1
39	鸕岐 芦辺11	県道23号線	芦辺町箱崎釘ノ尾触1258付近	J A 倉庫	1	J A	x	2	給水車		1	1

消毒ポイント（8千羽規模農家）

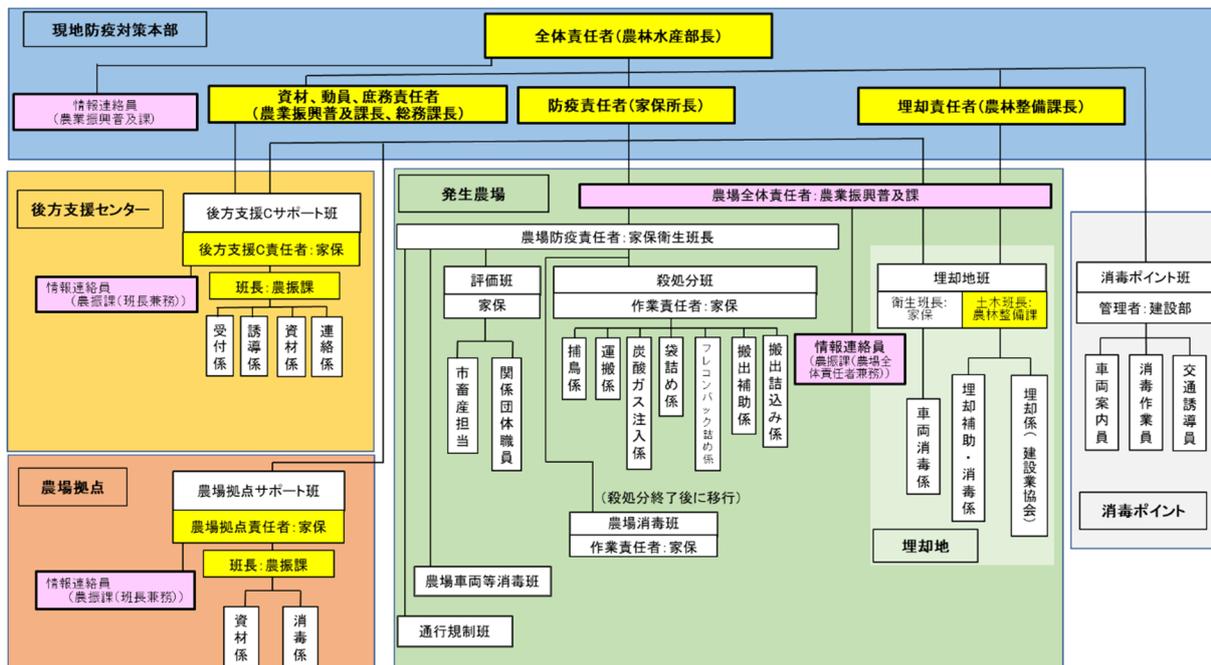


消毒ポイント（2百羽規模農家）



7 現地の防疫体制及び情報伝達体制

(1) 現地の防疫体制



○ 現地防疫対策本部

現場作業の進捗管理、作業指示、県防疫対策本部との連絡調整を行う。

- ・ 設置場所 振興局分庁舎
- ・ 役割区分

役割	担当部署	備考（現地総合対策本部作業班）
全体責任者	農林水産部長	本部長
防疫責任者	家保長	
埋却責任者	農林整備課	埋却地班長
資材責任者	総務課経理班	資材調達班
バス責任者	総務課	
動員責任者	農業振興普及課	防疫連絡班
庶務責任者	総務課	総合調整班
情報連絡員	農業振興普及課	

(2) サポート体制

○ 後方支援センター

防疫作業従事者が作業前の準備、作業終了後の留意事項の伝達を受け解散を行う。

- ・ 設置場所 志岐島離島開発センター若しくは志岐振興局会議室
- ・ 後方支援センターサポート班の役割

役割	担当部署	備考
後方支援センター責任者	家保	
後方支援センター班長	農業振興普及課	情報連絡員兼務
受付係	市	
誘導係	市	
資材係	市	
連絡係	市	
資材運搬係	市	

○ 農場拠点

農場拠点は、防疫作業従事者の防疫作業開始前の最終的な準備(防護資材の着用等)や防疫作業終了後のウイルスの拡散を防止するための消毒や作業着の脱衣等を行う。

- ・ 設置場所 発生農場敷地内にテント等を使って設置
- ・ 農場拠点サポート班の役割

役割	担当部署	備考
農場拠点責任者	家保	
農場拠点班長	農業振興普及課	情報連絡員兼務
資材係	市	
消毒係	市	

(3) 現場作業体制

○ 発生農場における作業班の責任者体制

役割	担当部署	備考
農場全体責任者	農業振興普及課	2百羽規模は防疫責任者が兼務
農場防疫責任者	家保	
殺処分(農場清掃・消毒)班長	家保	
殺処分(農場清掃・消毒)班員	県、市	
埋却地衛生班長	家保	
埋却地土木班長	農林整備課	
埋却作業班員	団体、業者	

(4) 情報伝達・共有体制

各防疫作業に関する作業現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との作業情報の連絡・情報共有は、情報連絡員を通じて行う。

情報連絡員は、後方支援センター、農場拠点、農場に配置する。

配置箇所	人数	所属等	備考
発生農場	1名	農業振興普及課	農場全体責任者兼務
後方支援センター	1名	農業振興普及課	後方支援センター班長兼務
農場拠点	1名	農業振興普及課	農場拠点班長兼務
現地防疫対策本部	1名	農業振興普及課	

○関係する情報

発生農場 : 作業進捗状況、動員、資材、課題等

後方支援センター : 作業進捗状況、動員、バス運行、資材、課題等

農場拠点 : 動員、バス運行、資材、課題等

埋却地 : 作業進捗状況、動員、資材、課題等

【連絡体系図】

